示

青森県告示第五百五十五号

号外第九十一号

令和七年 十月三十一日 |

示

告

目

次

○第十三次鳥獣保護管理事業計画の変更…………………

同

(自然保護課) … |

令和七年十月三十一日

更したので、同条第五項の規定により公表する。

号)第四条第一項の規定により定めた第十三次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり変

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

青森県知事

宮 下 宗

郎

第13次鳥獣保護管理事業計画

令和4年4月1日から

令和9年3月31日まで 5年間

(令和7年10月24日変更)

森 灬

빼

新たな技術の研究	「親交配の防止の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 制度運用の概況情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	受玩のための飼養の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 捕獲等情報収集調査	(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的・・・・・・・・・・・・・・
(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 その他特別の事由の場合
3 法に基づく諸制度の運用状況調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的・・・・・・ 13
(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的・・・・・・・・・・・・・12
(4) 狩猟鳥獣生息調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-3 鳥獣の管理を目的とする場合・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 鳥獣生息分布調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(1) 方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	2-2 鳥獣の保護を目的とする場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
1 方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 学術研究 9
	2-1 学術研究を目的とする場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方・・・・・
第二	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
能上	わなの使用に当たっての許可基準
一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針······	許可に当たっての条件の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項・・・・・	(1) 許可しない場合の基本的考え方
	2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定・・・・・・・・・・ 8
(1) 方針	
3 指定猟法禁止区域	
(1) 方針	
2 猟区設定のための指導	
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	(1) 希少鳥獣・・・・・・・・・ 7
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	1 鳥獣の区分と保護管理の考え方・・・・・・・・・・・ 7
(1) 方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項・・・・・・・・・ 7
1 特定猟具使用禁止区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ļ
第1、特定維具使用禁止区域、特定維具使用制限区域及び維区に関する事項・・・・・・	第三 鳥獣の人工増補及び放鳥獣に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(2) 許可の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 鳥獣保護区の整備等・・・・・・・ 7
(1) 許可の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	休猟区の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特別保護地区指定計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(2) 飼養適正化のための指導内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 方針
	特別保護地区の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	鳥獣保護区の指定等計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3-2 許可権限の市町村長への委譲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 方針
(4) 錯誤捕獲の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	X
(3) 危険の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(2)	
	第一 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3 一个少句、海影的角後等及の海域の外の探及等の呼呼でありの争伐	
و ا	71
(5) (1)から(4)すんに起げるもののほかどの多今米トジ囲がせると思めらせる日気(4) (7)から(4)するにはずるものにもどのとなる。	
(4) 伝統的介容が行事館に用いる目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	目券

40		_
4 0	(b) お思う来吸及C.自私でして、V.自及中	~ ~
0 0	こうに関連されば関うとは一世に	
39	帯	7
39	(3) その街感染症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
39	(2)	_
38	7	_
38	感染症への対応・・・	6
38	油等による汚染に伴う水鳥等の救護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ü
8	(5) 放野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8) 野生鳥獸と人・冢畜の間で伝播する	
38	傷病鳥獣の個体処置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
37		
37		
37	の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
36		ω
36	狩猟の適正管理化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
36	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
36	その街・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第九
ან	ろ数 GP 誤り 編 R・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	σ
1 0		
<u>س</u>	年間計画	
<u>အ</u>		_
35	取締り	Ŋ
34	(2) 鳥獣保護管理センター等の施設運営計画	_
34	(1) 方針	_
34	鳥獣保護センターの設置	4
34	(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
34	(3) 狩猟者の数の確保及び育成のための対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
34	研修計画	_
34	方針	_
34	寐	ω
33	(4) 研修計画	_
33	(3) 年間活動計画	
33	(2) 設置計画	_
32	(1) 方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
32	鳥獣保護管理員	2
32	(3) 研修計画	_
32	設置計画	_
32	(1) 方針	_
32	鳥獣行政担当職員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
32		第八
,		
31		
 31	(2) 被害防除対策に係る技術開発・普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
31	(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究・普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_

 $\widehat{\mathbb{G}}$ $\widehat{\mathbb{G}}$ $\widehat{\mathbb{G}}$

40 40 41

に係る被害の拡大が懸念される状況にある。 野生鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、県民が豊かに暮らす上で欠くことのできない役割を果たしている。一方 で、ニホンジカやイノシシなど特定の鳥獣による生活環境や農林水産業及び生態系

業計画を定めるものである。 を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して第13次鳥獣保護管理 14年法律第88号。以下「法」という。) 第4条に基づき、国の「鳥獣の保護及び管理 そこで、人と野生鳥獣との適切な関係の構築を行いながら生物多様性の保全を図ることを目標とし、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成

計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

鳥獣保護区の指定 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

\exists 方針

館川

指定に関する中長期的な方針

計する。 期間中に存続期間が満了となる43箇所の更新及び1箇所の区域拡大を検 護区については十分な必要量を確保したほか、その他の鳥獣保護区につい 画において、指定を進めており、特に森林に生息する鳥獣のための鳥獣保 ても適正に指定してきた。 鳥獣保護区は、 第1次鳥獣保護事業計画から第12次鳥獣保護管理事業計 第13次鳥獣保護管理事業計画においては、計画

獣保護区の指定又は区域の拡大に努める。 また、本計画に掲げていないものであっても、鳥獣の保護を早急に図る必要のある場合は、速やかに生息調査を行い、指定に関する関係者の理解 が得られるよう適切に対応し、次の指定区分ごとの方針に従い、新たな鳥

指定区分ごとの方針

0

森林鳥獣生息地の保護区

定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。 森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指

ることとする。 51,083ha)が目標を大幅に上回っていることから、当面は現状を維持す 10,000haごとに1箇所を選定し、その面積が300ha以上となるよう努め てきたところであるが、第12次鳥獣保護管理事業計画における目標値 (63箇所、18,900ha) に対し、令和3年度末現在の指定状況 (53箇所、 指定にあたっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積は概ね

的状況に応じて必要と認められる場合は計画の見直しを行う。 なお、本計画期間中に新規指定区域は設けていないが、自然的・社会

低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努める。 ア 多様な鳥獣が生息する地域 とし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ 区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するもの

- 鳥獣の生息密度の高い地域

イク

地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

- $\widehat{\mathbb{C}} \stackrel{\text{\tiny \mathcal{F}}}{\sim} \widehat{\mathbb{C}} \stackrel{\text{\tiny \mathcal{H}}}{\sim}$
 - 林相、地形が変化に富む地域
 - 渓流又は沼沢を含む地域
- 餌となる動植物が豊富な地域
- 大規模生息地の保護区

拠点の確保にも資するものとする。 を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の 行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相

選定するものとし、1箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。 指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について

猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域

- る地域 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれ
- 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地

3) 集団渡来地の保護区

4

るよう努める。 湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定す 集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、

後背地、水面等も可能な限り含める。 えた配置となるよう配慮するとともに、採餌、ねぐら又は休息のための 域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏ま 指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地 現在、県内において渡来する鳥類の種数又は個体数の多い地域

4) 集団繁殖地の保護区

の経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

かつて渡来した鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡り

樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域につい て、鳥獣保護区を指定するよう努める。 集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため、 島しょ、断崖、

可能な限り含めるものとする。 指定に当たっては、採餌、ねぐら又は休息のための後背地、 水面等も

5) 希少鳥獣生息地の保護区

れらに準じる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定するよう努める。 タブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこ それのある地域個体群として掲載されている鳥獣、青森県版レッドデー るレッドリストにおいて絶滅危惧 I A・I B類、II類若しくは絶滅のお 法第2条第4項に基づき環境大臣が定める鳥獣であって、環境省によ

6) 生息地回廊の保護区

ある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定 指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みの 河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯、 **※ ※ ※**

箇所:(B)-(E)-(F)、面積:(B)+(C)-(D)-(E)-(F) 箇所:(A)+(B)-(E)-(F)、面積:(A)+(B)+(C)-(D)-(E)-(F) 箇所:5haの精査による増

身近な鳥獣生息地

ᅖ

44箇所

35, 362

集団渡来地 骨少鳥獣生息地

森林鳥獣生息地

 \mathbb{H}

爸

期間更新

568

568

R8.11.1~ R28.10.31

森林鳥獸生息地

煞 採

期間更新

596

601

R7.11.1~ R27.10.31

 外略山

 三厩沢

 田茂木

 後ヶ森

 大 湊

集団渡来地

号) 等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相 互に結びつける等、効果的な配置に努める。 指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとする。また、その際には、既設の鳥獣保護区のみならず、自 然公園法(昭和32年法律第161号)、文化財保護法(昭和25年法律第214

<u>(</u>2 身近な鳥獣生息地 希少鳥獣生息地 集団渡 集団繁殖地 森林鳥獸生息地 大規模生息地)総括表 ÇIII-|X|地回廊 =# B 朱 掛 箇所 面積(16) 53 指定目標 51,083 箇所 面積(hg) 83 53 18 既指定 (A) 51, 088 (**※**3) 71, 397 8,952 6,896 3,520 941 箇所 新規指定 (B) 面積(b) 箇所 区域拡大 0 面積(h) 223 223 爾門 区域循小 第1表) € 面積(h)

00 71 600		223						合計
18 7, 119		223						身近な鳥獣生息地
								生息地回廊
3 941								希少鳥獣生息地
1 3,520								集团繁殖地
8 8,952								集团渡来地
								大規模生息地
53 51,088								森林鳥獣生息地
所 面積(h)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(h)	箇所	面積(16)	箇所	
計画期間終了時 (※2)	計画	計画期間中の 増減 (※1)	計画期 増減	除 (F)	解	期間満了 (E)) 副餚	区分

鳥獣保護区の指定等計画 7) 身近な鳥獣生息地の保護区 市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し、若しくは 創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は 自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育 の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地 の保護区を指定するよう努める。

②既指定鳥獣保護区の変更計画	年 指定区分 馬軟保護区 変更区分 規劃 規劃 規劃 度 指定区分 通信 額 面積 四十 工具 <	森林鳥獣生息地 阿闍羅 期間更新 2,283 0 2	# 飯 詰 # 1,197 0 J	" 権現崎 " 673 0	n カ 沢 n 506 0	" 2,600 0	集団渡来地 岩木川 " 275 0		希少鳥獣生息地 平滝沼 " 500 0	身近な鳥獣生息地 今別八幡宮 "2 0	リカイ		計 11箇所 9,801 0 9	森林島獣生息地 舟 岡 期間更新 624 0	" 座頭石 " 573 0	# 上市川 # 453 0	# 市浦 # 706 0	" 西赤石山 " 1,442 0 1		" 向旗屋 " 575 0	向旗屋 n 575 薬 研 n 1,132	向旗展	向旗隆	内部接 	向飯屋	向旗座	内部接限
区の変更計画	変更区分	期間更新									IN.	D)	政	DO).	DO	[6]	時	時	- In-	E0/-		100	10-	- B	DQ DQ	- 10	Di-
5 1 1 1 1 2 1	三面積の異 面積 面積					600								275 250 500 5 2 2 140 375 801	275 250 500 500 2 140 801	275 250 500 2 2 140 140 801 801 573	275 250 500 275 2 2 140 140 375 801 624 453	275 250 500 500 2 2 1 140 375 801 624 624 706	275 250 500 500 2 140 2 2 140 801 624 624 453 706	275 250 250 500 140 375 801 801 624 624 442 442	275 500 500 140 375 801 624 624 6573 453 4706 132	275 500 500 1140 2 1140 801 624 453 575 575 575 220 22	275 500 500 2 2 1140 801 8801 862 443 573 573 573 573 575 575 575 575 575 57	2275 500 2 140 140 140 801 801 801 801 801 801 801 801 801 80	275 500 2 374 801 801 624 624 624 624 627 628 629 629 629 629 629 629 629 629 629 629	275 500 140 140 175 801 801 875 875 877 870 873 874 873 874 873 875 876 877 877 877 877 877 877 877 877 877	275 500 2 140 140 170 801 801 801 801 801 801 801 801 801 80
W1 (1.7)	興(%) 異動後 苗 積	2, 283	1, 197	673	506	2,600	275		250	250 500	250 500 2	250 500 2 140	250 500 2 140 1, 375	250 500 2 140 1, 375 9, 801	250 500 2 140 375 801	250 500 2 140 375 801 801 573	250 500 2 140 375 801 801 624 453	250 500 2 140 375 801 801 624 453	250 500 2 140 375 801 801 624 624 453 706	250 500 2 140 375 801 801 624 624 453 706 442 575	250 500 2 140 375 801 801 624 453 706 442 575	250 500 2 140 375 375 801 624 624 623 453 706 442 575 132	250 500 2 1140 375 801 801 573 453 453 706 442 442 442 928	250 500 2 2 2 375 801 801 877 877 877 877 877 877 877 877 877 87	250 500 2 2 2 375 801 140 801 573 573 453 706 442 442 423 928	250 500 2 2 2 140 375 801 573 453 453 453 453 453 776 575 575 575 575 575 575 575 575 575	250 500 2 140 375 801 801 624 453 706 423 132 132 132 143 801 801 801 801 801 801 801 801
	変更後の 指定期間	R4.11.1~ R24.10.31	"	"	"	"	"	"		"	"	" "	"		# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	" " " " R5.11.1~ R25.10.31	n n n n n n n n n n n n n n R5.11.1∼ R25.10.31 n n	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	######################################	######################################	######################################	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	######################################	### ##################################	######################################	######################################	######################################
(第2表)	変更理由																					排軽ダム完成に よる湖面の拡大	津艦ダム完成に よる湖面の拡大	津醛ダム完成に よる湖面の拡大	津幡ダム完成に よる朔面の拡大に	浄極ダム完成に よる脚面の拡大	津軽ダム完成に よる労団の拡大
***	盖地																					6	名 称 变 更	名称変更	名 禁 陵	名 禁 険	か 茶 険 煙

ယ |

4

10 (1) 方針 特別保護地区の指定

指定に関する中長期的な方針

0 林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に十分配慮するものとする。 指定に当たっては、県土の保全その他の公益との調整並びに地域住民の農 保護地区は、立木の伐採、工作物の設置等について制限が伴うことから、 を図るため必要な地域について特別保護地区の指定を行う。ただし、特別 て重要であることから、指定された鳥獣保護区において、特に鳥獣の保護 鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極め

指定区分ごとの方針

1)森林鳥獣生息地の保護区 の10分の1以上を指定するよう努める。 鳥獣保護区の指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積 大規模生息地の保護区 良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、

3) 集団渡来地の保護区 必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。 猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において

4) 集団繁殖地の保護区 保護対象となる鳥類及びコウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

について指定するよう努める。 渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区

5) 希少鳥獣生息地の保護区

6) 生息地回廊の保護区 よう努める 保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定する

ついて指定するよう努める。 保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区に

7) 身近な鳥獣生息地の保護区 いて指定するよう努める。 鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域につ

<u>0</u> 特別保護地区指定計画

合 計 /	身近な鳥獣生息地	生 息 地 回 廊	希少鳥獣生息地	集团繁殖地	集団渡来地	大規模生息地	森林鳥獣生息地		\(\frac{1}{2}\)	○ 総括表
							27	箇所	指定	
					\		5, 109	面積(h)	指定目標	
∞	1			_			6	箇所	型	
1, 556	10			2			1, 544 (% 3)	面積(h)	既指定 (A)	
2							2	箇所	再	
300							300 (※ 3)	面積(6)	再指定 (B)	
								箇所	区域	
								面積(๒)	区域拡大 (C)	
								箇所	区域	(弗
								面積(៤)	区域縮小 (D)	、弗 3 枚)

	淐觧	期間満了	翔	深	銷厘桿	計画期間中の	計画期	計画期間終了時
区分		(E)		(F)	増減 (※1)	<u>%</u> 1)	<u> </u>	(*2)
	箇所	面積(b)	箇所	面積(b)	箇所	面積(๒)	箇所	面積(b)
森林鳥獣生息地	2	300					6	1, 544
大規模生息地								
集团渡来地								
集団繁殖地							_	2
希少鳥獣生息地								
生息地回廊								
Y近な鳥獣生息地							_	10
숨 計	2	300					8	1, 556
<1 箇所:(B)-(E)-(F)、面積:(B)+(C)-(D)-(E)-(F)	-(F)、	面積:	(B)+(() - (D) - (E)-(F)			

牵

箇所:5haの精査による増 箇所:(A)+(B)-(E)-(F)、面積:(A)+(B)+(C)-(D)-(E)-(F)

(0) 特別保護地区指定内訳

$\overline{}$
舥
4
表

	7	4	渾 十	Ħ
	JI	森林鳥獣生息地	指定区分	指定(
2箇所	梵珠	権現崎	鳥獣保護区	指定の対象となる鳥獣保護区
1, 274	601	673	面積(๒)	易獣保護区
	R7. 11. 1~ R27. 10. 31	R4. 11. 1~ R24. 10. 31	指定期間	
300	201	66	面積(k)	特別
	R7. 11. 1~ R27. 10. 31	R4. 11. 1~ R24. 10. 31	指定期間	特別保護地区
			面積(๒)	特別保護
			指定期間	特別保護指定区域

-5 -

休猟区の指定

ω

などに鑑み、当面、新たな休猟区の指定は行わないものとする。 本計画においては、農林業被害や狩猟鳥獣の生息状況、狩猟者登録数の動向

の減少が見られる場合は、計画の見直しを行う。 ただし、鳥獣保護管理員等による生息状況調査等の結果を評価し、狩猟鳥獣

その指定に当たっては、農林水産業の関係者、地域住民等の理解が得られるよ 体猟区を指定する場合は、狩猟鳥獣の生息状況、狩猟者の入り込み等を勘案 しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域を指定するものとし、 留意するものとする。

なお、休猟区を指定する場合、第二種特定鳥獣管理計画の対象区域にあっては、第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例休猟区の指定に努める。

鳥獣保護区の整備等

査、巡視等の管理の充実に配慮する。 ように、必要に応じて、老朽化した案内板及び標識の更新を行うとともに、 鳥獣保護区の整備は、鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになる うに、必要に応じて、老朽化した案内板及び標識の更新を行うとともに、調

解川 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

これまで主要な狩猟鳥獣であるキジの放鳥を行ってきたが、県内のキジ養殖事業者が存在しなくなったことや、遺伝的な攪乱防止及び生物多様性の確保の 観点を踏まえ、人工増殖及び放鳥については、当面の間休止する,

B 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

 \exists

況及び生息環境の把握に努め、保護対策の充実を図る。 希少鳥獣 県及び国が指定している希少野生鳥獣とし、適切な情報管理の下、生息状

<u>0</u> 狩猟鳥獣

に応じ保護管理対策を講じる

国が定める狩猟鳥獣とし、 その生息状況、捕獲状況等の把握に努め、 東河

ω 外来鳥獣等

狩猟及び被害の防止の目的での捕獲により被害の防止を図る。 農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、 積極的な

<u>4</u> 指定管理鳥獣

林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす場合は適切な管理対策を講じる。 事業実施計画を作成し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。 国が定める指定管理鳥獣とし、 た、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲 その生息状況の把握に努め、生活環境、 靊

<u>(5</u> 一般鳥獸

獣については、生息数の増減、農林水産業への被害の発生状況等を踏まえ、 希少鳥獸、 狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣である一般鳥

適切な保護管理対策に努める

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

許可しない場合の基本的考え方

次の場合にあっては、許可をしないものとする

- 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異な と判断される場合。
- 保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。 じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生
- 学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科
- ぼすおそれがあるような場合。 る捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地におけ
- 域内における特定猟具に伴う危険の予防若しくは指定区域の静穏の保持に 著しい支障が生じる場合。 によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用する場合であって、特定猟具
- 規則(平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。)第45条に危険猟法 として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行 よる環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- 元しいては、この限りたない。 を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による知事の許可を受けたもの 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等

<u>Ø</u>

なの数量と見回りの実施方法、猟具の所有等について条件を付すものとする。 鳥獣の種類及び数について限定し、捕獲鳥獣の処理方法、捕獲等又は採取等 に当たっての安全確保、静穏の保持、捕獲場所周辺環境への配慮、適切なわ 許可に当たっての条件の考え方 捕獲等又は採取等の許可に当たっては、期間、捕獲区域、捕獲方法、捕獲 特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安

条件を付すものとする。 又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な また、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づく保護 全を確保するため適切な条件を付すものとする。

わなの使用に当たっての許可基準

ω

 Θ

- わなの構造に関する基準
- 少ないと判断される場合には、これによらないことができる。 ツキノワグマ及びカモシカの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが 可する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期 わなを使用した捕獲許可申請については、以下の基準を満たす場合に許
- 1) ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場

はこわなに限るものとする。

(8

)

- もどしを装着したものであること。 する場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、かつ、より あること。また、これに加えてイノシシ及びニホンジカの捕獲を目的と 直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したもので くくりわなを使用した方法の許可申請の場合 ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする場合は、原則として輪の
- とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

得ない事由が認められる場合に限定するものとする。 や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを 超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保 鋸歯が無く、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを

0 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場 所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものする。

<u>4</u> 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

なる場合には、生息数の調査等を実施の上、適正な捕獲が行われるよう指導 可については、 保護の必要性が高い希少鳥獣又は地域個体群に係る捕獲等又は採取等の許 慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲又は採取等が必要と

めることとする。なお、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当分の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることと 被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認 鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても 75号)の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第

<u>ග</u> 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

いては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出 見から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可につ 徹底するよう指導する。 捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な知

1

N

\exists

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
① 研究の目的及びはか

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であるこ

した行為とは認めない。 ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的と

- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を 達成することができないと認められること
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であ ること。また適正な全体計画の下で行われるものであること。
- 4)研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一 に公表されるものであること。
- 許可対象者

0

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

鳥獣の種類・数

頭又は個)とする。 る鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽 し、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせてい 研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭又は個)。

期間

1年以内。

(J) 区域

用禁止区域及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除 研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具

次に掲げる条件に適合するものであること

- 1) 法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法ではない
- 2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。) を伴う捕獲方法の場合は いる鳥獣であって、捕獲した個体を放獣すべきではないと認められる場 研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただ ては、殺傷等を伴う捕獲方法ではないこと。 存に関する法律第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種につい 合はこの限りではない。なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保 し、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせて
- 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

(3)

原則として、次に掲げる条件に適合するものであること

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認め られるものであること。
- 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロ チップの皮下への埋め込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著 要 であると 悶められるものであること。 しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるもので 間経過後短期間のうちに脱落するものであること。 あること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期 また、装着する標

ら標識の情報公開に努めること。 が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点か

<u>0</u> 標識調査

る場合は、この限りでない。 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由が 許可対象者

0

鳥獣の種類・数 者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)。 国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受け

 \odot

2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けて 内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。 いる者にあっては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以 期間 標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 1年以内。

区域

(4)

方法 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

かな、 網又は手捕とする (5)

捕獲等又は採取等後の措置

6

か、必要に応じて殺処分等の処置を講じることができる。 る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほ 足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係

ا 2 \exists

鳥獣の保護を目的とする場合

適正に達成されるよう行われるものとする。① 許可対象者 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的 原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が

に必要と認められる者。 第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員含む。)、

鳥獣の種類・数

0

頭又は個)であること。 第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽

ω 期間

護計画の内容を踏まえ適切に対応すること、 ること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合は、第一種特定鳥獣保 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために適切かつ合理的な期間とす

(4) 区 英

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする

(J)

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採るこ

鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

<u>0</u>

ある場合は、この限りでない。 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由が

その他特に必要と認められる者。 む。)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員、 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員を含

鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数 (羽、頭又は個)

期間

(3)

1年以内。

(4)

区域

申請者の職務上必要な区域 方法

(J)

法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、

傷病により保護を要する鳥獣の保護の目 雹

ω

ある場合は、この限りでない。 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由が

許可対象者

特に必要と認められる者。 国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員、その他 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員を含む。)、

鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)

(O)

ω 期間 1年以内。

(4) 区域

必要と認められる区域。

(5) 方法

法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めな

2 – 3 鳥獣の管理を目的とする場合

第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

 Θ 許可対象者

であること。また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状 況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択さ 況を把握している者が含まれるよう指導すること。さらに、被害の発生状 者)、銃器の使用以外の方法による場合は網又はわな猟免許を所有する者 銃を使用する場合にあっては、第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する 原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所有する者(空気 それに必要な人数であること。

条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。 が定める法人(農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業 共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組 合、漁業協同組合連合会)に対する許可であって、以下の1)から4)の 銃器の使用以外の方法による国、地方公共団体又は環境大臣

- 1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
- 2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、 安全性等が確保されていると認められるこ
- 3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕 獲を行うこと。
- 4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められるこ 鳥獣の種類・数

(0)

頭又は個) であること。 第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽

- 1) 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合は、第二種特定鳥獣 管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。
- 2) 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間 は避けるよう考慮すること。
- 3) 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟 唇をめこと。 捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対 期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては

(4) 区 英

方法 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。

(5) の装弾は使用しないよう努める。 がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限り 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃 ではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材

<u>Ø</u> Θ 鄶 |獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の 被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方 20世代

の捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場 (以下、 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で 「予察」という。) についても許可する。

 $\Box \triangleright$

の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努める。 施に当たっては、関係機関との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物 っても被害等が防止できないと認められる場合に行うこととし、捕獲の実 その捕獲は、原則として被害防除対策ができず、又は被害防除対策によ

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りではない。

0 子祭表 鳥獣による被害発生予察表の作成

1) =	予察表														(第5表)
古分 山 準 々	農作物			쑔	被害発生時期	発生	華	掛	\mathbb{H}	$\overline{}$				主な被害	
加吉馬歌和	被害等	4	5	6	7	8	9 1	10 1	11 1	12	1	2	3	発生地域	E 1
カラス類	稲、果樹 野菜	† †	1 1	1	1		+ +	+	-	1	+	<u> </u>	+	県内全域	生活環境被害
ムクドリ	果樹			11	- -	-	+	† †						三人	生活環境被害
к в к ј	果樹			11	<u> </u>	-	- - -	↓ ↓						八三	生活環境被害
X X X	稲、果樹	1						+						三八、西北	
カモ	葡	1						+						中南、三八 西北、上北	
ア	航空機	†		<u> </u>					ij	-		<u>i</u>	+	東青、上北	生活環境被害
ツキノワグマ	果樹、野菜 飼料作物	11	-	1	<u> </u>		-	. ↓ ↓	-	+		<u> </u>	+	県内全域	人身被害
ニホンザル	稲、いも類 雑穀、果樹 野菜、豆類 工芸作物	↑ ↑				<u> </u>		+		ļ	<u> </u>	į	+	東青、中南 西北、下北	生活環境被害
		†		¥	 ∰	鲁作	農作物被害	皮害		†		▼	<u>.</u> .	生活環境被害、	、人身被害

2 予察表に係る方針等

※下北半島のニホンザルについては、予察捕獲の対象外とする。

を聴取しるし行うものとする。 者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りでない。予察捕獲を 実施するに当たっては、予察表に基づき、地域の実情に応じ、学識経験 予察捕獲の対象となる種は、強い害性が認められる種とする。ただし、

or ov づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等適切に対処するものと また、予察表は、科学的な知見に基づき、毎年点検し、 その結果に基

\odot 鳥獣の適正管理の実施

講じるよう努める。 狩猟を含む個体群管理等鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策を 獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的かつ効果的な防除方法、 及ぼし、又はそれらのおそれのある鳥獣については、農林水産業等と鳥 農林作物等に被害を与え、若しくは生活環境若しくは生態系に影響

2) 防除方法の検討. 個休群管理の実施等の計画

リキンロンキュニングン シャンログマル アン・アン アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	対象鳥獣名	防除方法の検討、
令和 4 年度 令和 8 年度	年 度	、個体群管理の実施等の計画
息獣の生息状況調査、被害の実態及び被害の防止の目的での捕獲等及び被害の防止の目的での捕獲等 凝等をもとに、鳥獣の適正な管理を検討し、必要に応じて管理計画 定及び見直しを行い、研究者、市町 に及び見直しを行い、研究者、市町 で狩猟者団体等の協力を受けて、 実施体制の整備、実施に際しての タリング体制の整備等を図る。	防除方法の検討、	実施等の計画
歌の生息状況調査、被害の実態調査 び被害の防止の目的での捕獲等の実 等をもとに、鳥獣の適正な管理方法 検討し、必要に応じて管理計画の策 及び見直しを行い、研究者、市町村及 狩猟者団体等の協力を受けて、管理 施体制の整備、実施に際してのモニ リング体制の整備等を図る。	個体数管理の実施等	(第6表)

被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

(4)

- 止できないと認められるときに行うものとする。 く、そのおそれがある場合についても許可する。その捕獲は、原則と して被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害等が防 被害の防止の目的での捕獲は、被害が現に生じている場合だけでな
- 許可は特に慎重に取り扱う。また、生息数の少ない鳥獣の鳥獣保護区 等生態系の保護を図ることが必要な地域の捕獲許可についても、特に 生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲 重に取り扱う。
- 捕獲する。 鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的に は、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とと る一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たって もに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導する。ただし、外来 被害が生じることはまれであるか、又は従来の許可実績が僅少であ
- には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日、許可番号、 捕獲目的及び許可有効期間を記載した標識の設置等を行うよう指導す 携帯及び捕獲許可権者が貸与するベスト等を装着させる。また、必要 住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の う対処する。なお、許可を受けた者が使用する捕獲用具(銃器を除く。) に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、捕獲が適正に実施されるよ 捕獲に伴う錯誤捕獲や事故の発生防止については、万全の対策を講 させるものとし、また、捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域
- 捕獲物の処理方法については、申請の際に明らかにするよう指導す
- 捕獲許可を受けた者に対し、鳥獣捕獲許可証を返納させる際には

R

捕獲物の処理等についての更に詳細な報告を、必要に応じ写真又はサ 場合には、捕獲許可を受けた者に対し、捕獲地点、日時、種名、性別、 及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため必要と認める ンプルを添付させる等して求める。 . 処置の概要等についての報告を行わせる。また、鳥獣の保護

- 36条に規定する危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規 生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規 による環境大臣の許可を得る。 定による知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により法第
- 被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする 計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則と ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ して第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。 第二種特定鳥獣管理計画の対象地域において、第二種特定鳥獣管理
- 2) 許可基準 ケ 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な捕獲を図る

許可対象者

許可対象者は、次のいずれかに該当する者とする

- 国及び地方公共団体
- Ξ (ウ) 環境大臣が定める法人 (農業協同組合、農業協同組合連合会、 業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林 組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会) 法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者
- 被害等を受けた者
- (t) (H))被害等を受けた者から依頼された者(市町村が定める被害防止計 画に基づき捕獲等を行う者を含む。)
- 捕獲従事者
- 捕獲従事者は、次の全てに該当する者とする
- (7) 被害市町村に住所を有する者、ただし、被害市町村に適任者がい ない場合は、隣接する市町村に住所を有する者。
- (イ) 被害の防止の目的での捕獲を実施した経験者を構成員とする団 体(以下「狩猟者団体」という。)の長から推薦された者であるこ
- (ウ) 銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者(空気銃 る者。 する者)で、規則第67条第2項に規定する損害賠償能力を備えてい を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持
- (エ) 網猟、わな猟の猟具を使用して捕獲する場合は (カラス類を捕獲 する場合を除く。)、網猟免許又はわな猟免許を所持する者とす a 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、 る。ただし、次のいずれかの場合に該当する時は、それぞれ、狩 猟免許を受けていない者に対しても許可することができる。 アライグマ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲する場合であって、次 に掲げる場合

- 内において捕獲する場合 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使
- 重大な支障を生じないと認められる場合 地域を除く。)において捕獲する場合であって、1月1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に 用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する
- ハンボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採 取等をする場合 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、
- 獲する場合 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内におい 囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕
- d 国、地方公共団体又は環境大臣が定めた法人に対する許可で あって、以下の(a)~(d)の条件をすべて満たす場合
- (a) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含ま れること
- 捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより

<u>6</u>

- (b) (c) 監督下で捕獲を行うこと) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認
- らず、県が実施する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す る講習会を受講した者及び同講習会に準じた技能及び知識につい て、県の指導を受けた職員とする。 てカラスを捕獲する場合の捕獲従事者は、(7)から(ウ)までにかかわ 国、地方公共団体又は環境大臣が定めた法人が、捕獲艦を使用し められること

鳥獣の種類・数

卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に 等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、 採取等の許可は、原則として、現に被害を生じさせている個体を捕獲 現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の

要な数(羽、頭又は個)とする。 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必

捕獲期間

- (7) 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のう ち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。 ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及
- (イ) 繁殖期など、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避け るように考慮すること。 ぼすと認められる場合は、この限りではない。
- (ウ) 狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可につい 被害防止の重要性に鑑み、適切な期間で許可する

捕獲実施区域

要かつ適切な範囲とする。 被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏を踏まえて、必

- (7) 網猟、わな猟の猟具等を使用してカラス類を捕獲する場合にあっ れらの鳥獣等を殺傷し、又は損傷するおそれがない方法とするこ ては、カラス類以外の鳥獣等を捕獲するおそれが少なく、かつ、
- (イ) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす いては、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、 し、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合につ 危険性があるため、大型獣についてはその使用を認めない。ただ
- (ウ) 収穫前の野菜及び果物の被害防止に係る被害の防止の目的での 鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。 るときは、あらかじめ申請者従事者間でスチール弾使用について十 捕獲を実施する場合において、スチール弾の使用を申請しようとす

鳥獣の種類別許可基準等

(第7表)

許可権者	鳥獣名	方 法	期間	頭(羽)数	許可対象者	留意事項
	ニホンジカ	銃器もしくは わな	1年以内の 必要最小限	その都度 定める	(2) ④ 2) ア に該当する もの	ベスト等装着 わなについて は標識設置
	イングウ	H	"	H	"	"
	アライヴマ	"	"	"	"	"
市町本	ハクビシン	Ш	"	Н	"	"
畑	カラス類	H	"	"	"	11
	カワウ	"	"	"	"	"
	ニホンザル (下北地域除へ。)	11	1ヶ月以内の 必要最小限 ※2	必要最小限	"	"
	上記以外の市 町村長許可権 限鳥獣※1	"	1ヶ月以内の 必要最小限 ※3	"	"	"
知事	市町村長許可権限鳥獣以外	最も効果のある。 る、かつ安全 性の高い方法	必要最小限	その都度 定める	"	"

※ ∾ ※1:市町村長許可権限鳥獣:狩猟鳥獣(ツキノワグマなど)及びダイサギ :各市町村策定の鳥獣被害防止計画の対象鳥獣としている場合の「期間 すと認められる鳥獣(青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例 に関する条例(平成11年12月青森県条例第54号)第10条) トビ、ドバト並びに飛行場の区域内において航空機の安全に支障を及ぼ

※ ω :各市町村策定の鳥獣被害防止計画の対象鳥獣としている場合の「期間 は、1年以内の必要最小限 2ヶ月以内の必要最小限

> (J) 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備

方針

図るため、実施体制を整備するよう指導する。 に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号) 置するとともに、特に、関係市町村に対しては、鳥獣による農林水産業等 農林水産物等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速か つ適切に対応するために、県は、関係機関と鳥獣被害対策連絡協議会を設 に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を (第8歩)

捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

2)

被害発生市町村	ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、 カラス類、カワウ、ニホンザル、その他必要な種
対象地域	対象鳥獣名
(初) 秋.	后

3) 指導事項の概要

- ために出動の可能な者等で、捕獲を実施するために必要最小限の人数 員は、所属する狩猟者団体の長が推薦する捕獲技術の優れた者、捕獲の 被害の防止の目的での捕獲は、班を編成して行うものとし、 その鑑成
- 班には、班を代表し、編成員を統括する代表者(班長、副班長)を置
- ク 指揮命令系統等を定めておくこと。 区域については、その区域ごとにあらかじめ班を編成し、緊急捕獲時の 班は、狩猟者団体の支部又は市町村単位に編成するが、 被害の激甚な

その他特別の事由の場合

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。 それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。

許可対象者

受けた者。 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を

, 34

頭又は個)。

- (0) 鳥獣の種類・数 展示の目的を達成するために必要な種類及び数
- 期間 6 か月以内。

ω

4 区域

(5)

方法 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

法は、認めない。 原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟

<u>0</u>

の事由(野外で野鳥を観察できない高齢者等に対して自然とふれあう機会を 愛玩のための飼養の目的 愛玩のための飼養を目的とする捕獲は原則として認めない。ただし、特別

向で検討する。 設ける必要がある等)があると認められる場合はこの限りではない。 愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後廃止する方

自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ、5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養 のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。)又はこれらの者から 依頼を受けた者。

ω の属する世帯当たり1羽とする。 期間 メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、

, C.

飼養しよう

とする 桝 (0)

鳥獣の種類・数

(4) 区域

繁殖期間中は認めない

ることが特に要請されている区域を除く。)。 からチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守 原則として、住所地と同一市町村内の区域(規則第7条第1項第7号イ

(5)

原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生 じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

ω

 Θ 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者

(0) 鳥獣の種類・数

放鳥予定地の個体とする。 必要な数(羽又は個)とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は、対象 人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に

ω 期間

区域 6 か月以内。

(4)

合は、この限りでない。 イからチまでに掲げる区域は除く。)。ただし、特に必要が認められる場 原則として、住所地と同一都道府県内の区域(規則第7条第1項第7

(J)

網、わな又は手捕

<u>4</u> 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

 \in 許可対象者

的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣 旨が達成できる場合を除く。)。 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続

> 0 鳥獣の種類・数

らなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)。 伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数(羽、頭又は個)。捕獲し、行事等に用いた後は、放鳥獣とする(致死させる事によ

ω 期間

30日以内。

4 区英

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

(J) 方法

法は、認めない。 原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている

(1)から(4)までに掲げるもののほか、公益上必要があると認められる目

<u>ග</u>

の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて 当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。 取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、 教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境

その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

ω

ω | 捕獲許可した者への指導

捕獲物又は採取物の処理等

合は生態系に影響を与えないよう適切な方法で埋設し、山野に放置しないよう指導する。豚熱 (CSF) 等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場 導する。 ては、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指 処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣につい 合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の ないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場 捕獲物等については、野生鳥獣の鉛中毒事故等の問題を引き起こすことの

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない方法による よう指導する

ある事を明確にさせる。 ため、目印標(製品タッグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体で については、違法に輸入された又は国内で密猟された個体の流通を防止する また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないよう、特に、ツキノワグマ

い被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの 指導し、適切に対応する 鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよ ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著し

ω

\widehat{N}

)**従事者の指揮監督** 法人に対しては、指導監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う 捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう 十分に指導する。

危険の予防

ω

生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知 図の中る。 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発

錯誤捕獲の防止

<u>4</u>

引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施でき るように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保 キノワグマやカモシカの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘 地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、ツ やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。 に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、 わなの適正な使用を徹底することに加え、ツキノワグマやカモシカの生息

N 許可権限の市町村長への委譲

するため、市町村長へ権限を移譲している。今後も、引き続き市町村の協力を 本県においては、昭和56年から被害の防止の目的での捕獲許可について、野生鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対して迅速に対処 得ながら、鳥獣の保護及び管理の観点から指導、助言等を行っていく。

3-3 鳥類の飼養登録

\exists 方針

鳥類の違法飼養を防止するため、鳥獣保護思想の普及啓発、飼養状況の実態把握及び販売店等の指導に努め飼養の適正化を図る。

飼養適正化のための指導内容

<u>0</u>

- 広報等による野鳥保護思想及び飼養制度の普及啓発。
- 県職員、市町村職員及び鳥獣保護管理員による巡回指導。
- 1) 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証(足環)を照合し確認し 次の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理を行う。 た上で行うこと。
- 2) 平成元年度の装着許可証 (足環装着) 導入以前から更新されている等 する高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われ の長期更新個体については、羽毛の光沢、虹彩色、行動の敏捷性等に関 ていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- 3) 装着許可証の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写 真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合についてのみ行
- 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者

の個体を飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。 から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複

3 – 4 販売禁止鳥獣等の販売許可

許可の考え方

する場合に許可する。 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の①及び②のいずれにも該当

- ① 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合する
- ② 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによ 招く等その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。 って違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を

許可の条件

<u>(V</u>

所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所(同一地域個体 ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、

は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させるこ オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項特定猟具使用禁止区域の指定

\exists 方針

定している。第13次鳥獣保護管理事業計画の計画期間中においても、危険防止の観点から、指定期間が満了する区域を再指定するとともに区域拡大や新規地区の指定を検討する。 現在指定されている区域は、主に市街地に近い、鳥獣の生息している地域で、銃猟による危険等の未然防止のため、市町村から要望のあった地域を指

	<u>Ø</u>
14.11	特定猟具使用禁止区域指
구여타자	定計画

0	0	0	0	0	0	0	0	26,881	64	라
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	わな猟
0	0	0	0	0	0	0	0	26,881	64	銃 猟
面積(h)	箇所	面積(h)	箇所	面積(%)	箇所	面積(16)	箇所	面積(ha)	箇所	/28001本級
٣	(E))	(D	3)	(C)	3)	(В	(A)	(関するので
満了	期間満	縮小	区英	拡大	区域拡大	描定	新規指:	市定	界指:	}
9表)	(第						定計画	区域指	用禁止	特定猟具使用禁止区域指定

 64 26,881	64	0	0	合 計
0	0	0	0	わな猟
64 26,881	64	0	0	銃 猟
面積(h)	箇所	面積(h)	箇所	ための凶域
÷(% 2)	終了時((<u>*</u> 1)	増減()	危険を予防する
Ħ	計画期間	計画期間中の	計画期	

箇所: (B)-(E)、面積: (B)+(C)-(D)-(E) 箇所: (A)+(B)-(E)、面積: (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

 $\widehat{\omega}$ 特定猟具使用禁止区域指定内訳

特定第	特定猟具使用禁止区域指定内訳	指定内訳		(第	第10表)
銃	猟に伴う	危険を予し	防するが	ための区	N 英
年度	特定猟具使用 禁止区域指定 所在地	特定猟具使用 禁止区域名称	指定面積(w)	指定期間	備光
	黒石市	浅瀬石川 (銃)	17	17 R4. 11. 1~	再指定
	八戸市	八戸港(銃)	725	725 R14. 10. 31	
	八戸市	松館 (銃)	865		
	三戸郡三戸町	三戸(銃)	147		
	三戸郡階上町	者前(銃)	630		
	北津軽郡中泊町	大沢内 (銃)	15		
4	三沢市	三沢 (銃)	1, 096		
	上光概七戸町	鍛冶林 (銃)	276		
	上北郡七戸町	荒熊内 (銃)	82		
	上北郡六戸町	六戸 (銃)	567		
	上北郡おいらせ町	百石 (銃)	188		
	上北郡おいらせ町	後谷地 (銃)	440		
	むつ市	高橋川(銃)	43		
	-\-\-	13箇所	4, 824		

合 計 22箇所 8,459	計 3箇所 2,169	むつ市 田名部(銃) 605	三沢市 三沢南部(銃) 1,184 R18.10.31	十和田市 松陽(鏡) 380 R8.11.1~	計 2箇所 468	上北郡七戸町 尾山頭(銃) 298 R17.10.31	八戸市 櫛引(銃) 170 R7.11.1~	計 3箇所 894	上北郡七戸町 大池 (鏡) 253	十和田市 里ノ沢(銃) 384 R16.10.31	十和田市 大不動(銃) 257 R6.11.1~	計 1箇所 104	十和田市 大沢田(統) 104 R15.11.1~	年度 禁止区域指定 特定猟具使用 特定猟具使用 有定面積‰ 指定期間 所在地	
				再指定			再指定				再指定		再指定	輸光	***

猟区設定のための指導) 方針

今後、「管理された狩猟」としての猟区の設定が必要であるかどうか、市町村、森林組合、狩猟者団体等との連携を図りながら、現状分析や意見集約 を行い、検討する。

指定猟法禁止区域

方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定

猟法禁止区域の指定を進める。 必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定 特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている、若しくは 水鳥又は希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による 捕獲が集中的、継続的、高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地 域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、

護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を て指定猟法禁止区域の指定を進める。 また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保 関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じ

指定猟法禁止区域指定箇所 小川原湖 쑛 鉛散弾規制区域 Œ 三沢市、東北町、六ケ所村 定猟法禁止区域所在地 指定面積㎞ 6,628 (第11表) 指定期間

25

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

第一種特定鳥獣保護計画の作成に係る方針の非に持ている。

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる鳥獣について作成する。

2 第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針

11 -

第一種特定鳥獣保護計画の目的を効果的・効率的に達成するために、対象種の特徴を踏まえた個体群管理、生息環境管理等の事業を実行する取組を、年度ごとの実施計画として作成する。

3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪(かく)乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる鳥獣について作成する。

下北半島のニホンザルについては、地域個体群としての永続的な保全を目指すとともに、人的被害・生活被害の根絶による人との共存及び農作物被害の防止を図るため、引き続き「第3次第二種特定鳥獣管理計画」を作成する。また、近年目撃数が急増し農林業等への被害拡大が強く懸念される。<u>指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマ)</u>についても「青森県第二種特定鳥獣管理計画(第2次ニホンジカ)」、「青森県第二種特定鳥獣管理計画(第1次イノシシ)」、「青森県第二種特定鳥獣管理計画(第1次イノシシ)」、「青森県第二種特定鳥獣管理計画(第1次イノシシ)」、「青森県第二種特定鳥獣管理計画(第1次ツキノワグマ)」を作成する。

なお、指定管理鳥獣については、近隣県と連携することにより、広域的な被害対策に努める。

(第12表)

第1次	県全域	令和4年11月1日 ~ 令和9年3月31日	指定管理鳥獣の適正な管理を図る。	イノシシ	令和4年度
第2次	県全域	令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日	ニホンジカ 指定管理鳥骸の適正な管理を図る。	ニホンジカ	令和3年度
第 3 次	市つ市 及び 下北舞	令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日	地域関係群としての未続的な保全を下北半島の 目指すとともに、人的被害・生活戦ニホンザル 害の根拠による人との共存及び農作物被害の防止を図る。	下北半島のコホンザル	令和3年度
備考	対象区域 備	計画の期間	計画作成の目的	対象鳥獣	計画作成年度 対象鳥獣

	令和7年度		
	ツキノワグマ		
	令和7年度 ツキノワグマ 指定管理鳥獣の適正な管理を図る。		
令和14年3月31日	?	令和7年11月1日	
	県全域		
	第1次		

第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の目的を効果的・効率的に達成するために、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の事業を実行する取組を年度ごとの実施計画として作成する。

(第13表)

ツキノワグマ	イノシシ	ニホンジカ	下北半島のニホンザル	対象鳥獣	
第二種特定鳥獣 管理計画の計画 期間の各年度	第二種特定鳥獣 管理計画の計画 期間の各年度	第二種特定鳥獣 管理計画の計画 期間の各年度	第二種特定鳥獣 管理計画の計画 期間の各年度	計画作成年度	
指定管理鳥獣の適正な 管理を図る。	指定管理鳥獣の適正な 管理を図る。	指定管理鳥獣の適正な 管理を図る。	地域個体群の安定的な 保護及び管理と農業・生 活被害防止を両立させ 人とニホンザルとの良 好な関係を構築する。	計画作成の目的	
指定管理鳥獣捕 獲等事業実施計 画で定める期間	指定管理鳥獣捕 獲等事業実施計 画で定める期間	指定管理鳥獣捕 獲等事業実施計 画で定める期間	各市町村が作成 するニホンザル 管理事業実施計 画で定める期間	計画の期間	
実施計画で 定める地域	実施計画で 定める培域	実施計画で定める地域	むつ市 及び 下北郡	対象区域	(371044)

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 方針

科学的知見に基づく鳥獣の保護及び管理を推進するため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するための調査、資料収集を行うとともに、絶滅のおそれのある白神山地周辺のイヌワシ、天然記念物に指定されている下北半島のニホンザル等の生息調査等を関係機関の研究者等の協力を得て実施する。

鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

県内に生息する主要な鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握し、 効果的な鳥獣保護管理対策を実施する。

(2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣であって、保護及び管理を図る上で特に重要な鳥獣については、捕獲報告、関取り調査及び各種情報提供・既存資料を活用し、分布状況の把握に努める。

Θ ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 調査の概要

ω

県内全域のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態状況を全国的な一斉調査に併せて調査する。

する。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の 能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努める。 また、必要がある場合は、渡り鳥の生息上重要な湿地(湖沼、海岸等) については、9月から翌年5月までの間の必要な月ごとに渡来状況を調査

(O) 調査計画

調査年度 調查内容·調查方法

(第14表)

令和4年度~令和8年度 生息環境調査

<u>4</u> 狩猟鳥獣生息調査

県内の渡来地 対象地域名

調査の概要

ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、キジ及びヤマドリについて、その生息状況や生息環境等について調査し、適切な狩猟対策の確立を図る。 指定管理鳥獣であるニホンジカ及びイノシシについては、狩猟による捕 獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

調査計画

		0
ツキノワグマ、ニホンジカイノシシ、キジ、ヤマドリ	対象鳥獣) 調査計画
令和4年度~令和8年度	調査年度	
狩猟による捕獲位置情報、 捕獲個体の性別、捕獲年月 日等の捕獲情報を重点的に 収集し、解析する。	調査内容・調査方法	(第15表)

9

第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査	冟管理鳥獣の生 悬状況調	査 (第16表)
対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法
下北半島のニホンザル	令和4年度~令和8年度	捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査
ニホンジカ	令和4年度~令和8年度	捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査
イノジジ	令和4年度~令和8年度	捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査
ツキノワグマ	令和4年度~令和8年度	捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査

29

ω

\exists 法に基づく諸制度の運用状況調査

ω

区及び新規指定候補地における鳥獣の生息状況、生息環境、 、1-金)、11.1.7. 鳥**獣保護区等の指定・管理等調査** 鳥獣保護区等の適正な指定・管理の方針を検討するため、既指定鳥獣保護 鳥獣保護区等の適正な指定・管理の方針を検討するため、既指定鳥獣保護

<u>0</u>

息状況や指定管理鳥獣捕獲等事業の効果を評価する。 単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推計等を行い、生 いて見直しを図る。特に指定管理鳥獣については、収集した捕獲の情報から、 き情報の規格化(標準化)を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みにつ な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべ 撃数等も報告させているところであるが、収集する情報については、科学的 捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣(鳥)・成獣(鳥)の別、捕獲努力量、目 鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、 事業での捕獲)において、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、 **捕獲等情報収集調査** 法に基づいて行われる捕獲(登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等

を求めるものとする。 について検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告 所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等)を整理し、 また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目(鳥獣種、数、捕獲日、場 報告の仕組み

ω 制度運用の概況情報

定や変更に生かすとともに、国へ提供することとする。 法に基づいて行う制度の運用の概況を把握し、鳥獣保護管理事業計画の策

新たな技術の研究・普及

4

\exists 捕獲や調査等に係る技術の研究・普及

グマの効果的・効率的な捕獲技術について調査研究を進め普及に努める。 下北地域のニホンザルや生息密度が低いニホンジカ、イノシシ、ツキノワ

<u>0</u> 被害防除対策に係る技術開発・普及

の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境の管理による 鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術の開発を進め、普及に努め 獣の忌避や追い払いなどの技術開発を進め、普及に努める。また、鳥獣の人 カニズムを明らかにし、ICT等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メ

に努める。 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及 捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術の開発を進め、 普及

第八 鳥獣行政担当職員 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

方針

特別保護地区の指定、休猟区の指定、鳥獣の生息状況に関する各種調査、鳥 獣保護センターの運営、鳥獣保護区指定に伴う農林業等の振興及び利害関係 運営を確保するため、担当職員の専門知識の向上を図る。 保護との調整等の鳥獣保護管理事業を適正に実施する。また、 人との調整、法令違反の取締り、事故防止の普及指導、地域開発計画と鳥獣 専門的知見を有する人材を活用し、鳥獣保護区の指定及び存続期間の更 効果的な行政

設置計画

								r							<u>(2</u>
うち専門的知見を 有する職員	커 논		超	= >	中		各農林水産事務所	有する職員	った専門的知見を	自然保護課	環境エネクギー部	★ 규	区 ガ		設置計画
0	0	0	0	0	0	0		0			2		専任		
0	2	2	2	2	2	2		0			1		兼任	現 況	
0	2	2	2	2	2	2		0			ω		計		
0	0	0	0	0	0	0		1			2		専任	井	
1	2	2	2	2	2	2		0					兼任	計画終了時	
<u> </u>	2	2	2	2	2	2		1			ω		計	再	
		ての普及啓発等	護及び管理につい	締指導、鳥獣の保	証の交付、狩猟取	実施、狩猟者登録	狩猟免許の更新の	#5 H /	調香の実施等	団体の指導、各種	産事務所及び関係	企画立案、農林水	盖		(第17表)

研修計画

研修計画						(第18表)
研修名	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
野生生物研修	囲	12月	1 回	全国	2名	 鳥獣の保護及び管理 と狩猟制度、鳥獣の 生態と保護管理等
担当職員研修	県	5月	1 回	全県	10名	鳥獣保護管理行政、 農林被害対策と鳥獣 の保護管理等

鳥獣保護管理員

方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命するものとし、鳥獣保護区の数、狩猟免許者数、担当区域の面積等を勘案して配 置し、鳥獣保護管理事業の効果的な運営に資するものとする

 \widehat{N} 設置計画

(A)

充足率 (%)

第19表)

ω

方針

保護及び管理の担い手の育成及び配置

(C/A)

100

その一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の 把握、個体数管理のための捕獲等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施する

とのできる狩猟者の確保及び育成を図り、そのための研修等に努める。

護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。

効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、鳥獣の保

被害の防止の目的での捕獲及び鳥獣の数の調整の目的での捕獲の適正かつ

基準配置人数 56 人数 B 令和3年度末 56 充足率 (%) (B/A) 100 4 56 Ω 56 6 56 ~ 56 ∞ 56 a ᄪ 56

ω

年間活動計画 実施期間 (H)

第20表)

<u>0</u>

研修計画

研修名

主催

罪 戡

規模

人数

田忠・内谷

大型獣捕獲

灬

 $10 \sim 12$ 月

全県

20名程度

狩猟者を育成するため、 以下の研修を行う。

キンジカ及びイノシシな どの大型獣を捕獲できる 県内で増加傾向にあるニ

①知識研修②射撃演習③狩猟・解体技能講習

研修会

狩猟関係法令の違反防 鳥獸保護区、休猟区、 舗等立入検査 鳥獣保護管理事業の実 施に関する事務の補助 止指導及び普及 湉 专 K 俗 計 5 ∞ 9 0 30日とする。 1人当たりの勤務日数は、年間 瘇 掀

<u>4</u> 研修計画

管理員研修 鳥獣保護 研修名 出機光 主催 時期 Ш 回数/年 П 務所 農林水産事 規模 56名 人数 鳥獣保護管理事業を適正 に運営するため、鳥獣保 護管理員の資質の向上を 図る。 ①鳥獣関係法令 ②鳥獣の保護及び管理の |③鳥獣判別 ④被害防止目的での捕獲 ⑤指導取締り に関すること 普及方法 目的・内容

(第21表)

狩猟者の数の確保及び育成のための対策

 $\widehat{\omega}$

て社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、 狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続きの利 便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実に加え、知識・技術の 向上のための取組を進める。 狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手と

認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成

<u>4</u>

図るとともに、認定鳥獣捕獲等事業3 を図るため、必要な情報を提供する。 識講習や安全管理講習等の機会を通じて、その従事者に対する技術の向上を の担い手として期待されることから、認定鳥獣捕獲等事業者に対する技能知 獲等事業の受託者として鳥獣の管理に携わることにより、地域の鳥獣管理 認定鳥獣捕獲等事業者は、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣 認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識・安全管理の維持及び向上

鳥獣保護センターの設置

方針

傷病鳥獣等の保護収容等を行うため、昭和60年度に青森県鳥獣保護センタ を設置しており、引き続き当該施設を適正に管理する

<u>0</u> 鳥獣保護センタ 一の施設運営計画

第23表

青森県鳥獣保護センター 袮 平内町 所在地 2,835 m 国 鮨 管理及び救護舎1棟 放飼場、遊水池 施設の概要

33

34

5 取締り (1) 方針

狩猟等の取締りは、過去5か年の違反状況を分析し、狩猟期間中における違法捕獲の取締り、販売業者等の流通段階における違法捕獲の取締り等を警察署等と連携を密に図りながら計画的に実施する。また、各農林水産事務所職員及び鳥獣保護管理員による緊急時の取締りの動員体制がとられるよう整備を図る。

なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体との連携・協力に努める。

(2) 年間計画 (第24表) 事業内容 実施期間(月) 鳥獣の違法捕獲 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 飼養、販売の違反 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 頻着、販売の違反 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 頻高表、販売の違反 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 頻高表、販売の違反 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 頻高表、販売の違反 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 対間外狩猟 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 対間外狩猟 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 対間外狩猟 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 対間外狩猟 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 対別間外狩猟 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 対別間外狩猟 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 対別間外狩猟 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 対別間外狩猟 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 対別間外狩猟 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 対別に対している。 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 1 2 3 対別に対している。 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 1 2 3 対別に対している。 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 1 2 3 対別に対している。 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 1 2 3 対別に対している。 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 1 2 3 対別に対している。 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 1 2 3 対別に対している。 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 1 2 3 対別に対している。 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 1 2 3 対別に対している。 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 1 2 3 対別に対している。 4 5 6 7 8 9 10 11 11

必要な財源の確保

0

鳥獣保護管理事業の財源としての狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、狩猟者の確保や資質向上のための取組を進めるほか、狩猟者登録等の事務が円滑に行われるよう配慮するとともに、本計画に基づく鳥獣保護管理事業の効果的・効率的な実施に努める。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、事業実施に必要な財源の確保に努める。

第七 その街

鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県においても全国と同様に、ニホンザルやニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの生息域が拡大傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産物等への被害が依然として発生しているため、第二種特定鳥獣管理計画策定に基づく適切な目標設定の下で、個体数の管理、生息環境の管理及び被害対策を関係機関と連携し、総合的に実施していく必要がある。

また、近年、ツキノワグマ等が市街地を含む人里に出没する機会が増え、人とのあつれきが深刻化していることから、市街地への出没を減少させるための上山等の環境管理、出没の可能性を検知するためのICT等の新たな技術を活用した監視体制、出没リスクに応じた住民への適切な情報提供に努める必要がある。

狩猟の適正化

N

狩猟鳥獣の種類、狩猟区域、狩猟期間等、狩猟に係る法律に準じて指導、管理を実施し、狩猟者自身の安全のみならず、狩猟する地域における違反、事故の防止に努める。

市街地等に出没する鳥獣への対応

ω

ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ等の中・大型獣が出没した場合について、迅速かつ円滑に対応できる者の配置や連絡体制及び関係機関の役割分担を明確化し、対応方針を定めるよう努めるとともに、技術を持った団体・事業者等との連携を強化する。

特に人の生活圏にツキノワグマ及びイノシシが出没した場合には、地域住民等の安全確保の下で緊急銃猟の実施が可能となったが、実施に当たっては、市町村、県、警察、狩猟者団体等が緊密に連携し対応する。

また、人と鳥獣のすみ分けに向けた環境管理等を行うことができる人材の育成・確保に向けた取組と県民への普及啓発を行うよう努める。

特に、ツキノワグマについては、県ホームページ等で出没場所を情報発信するほか、出没状況等に応じて、ツキノワグマ出没注意報等発表実施要領に基づき注意報又は警報を発表し、注意喚起する。

加えて、関係部局や警察本部で構成する青森県ツキノワグマ被害対策連絡会議を開催し情報共有を図り、人的及び農産物被害防止に取り組む。

*

4 \exists 傷病鳥獣救護への対応

の構築を図る。 ターを中心に、市町村、獣医師等と連携しながら、人と鳥獣との適切な関係)管理を行うことが必要な種以外の救護を優先するものとし、鳥獣保護セン 傷病鳥獣の救護については、生物多様性の保全に貢献する観点から、鳥獣

対し周知徹底を図る。 なお、次に掲げる鳥獣は原則として救護の対象としないこととし、県民に

雛及び出生直後の幼獣

 \bigcirc

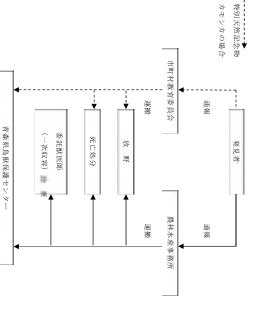
- ることが被害の原因となるおそれのある鳥獣 農林水産業及び生活環境に被害を与えている鳥獣として野生復帰させ
- 特定外来生物に指定された鳥獣

(D) (E) ω

- 狩猟及び被害の防止の目的での捕獲許可に基づき負傷した鳥獣
- 重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがない鳥獣

<u>Ø</u> 体世

傷病鳥獣救護フローチャート



傷病鳥獣の個体の処置

ω

治療、研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与え 野を行う。放野が不可能又は放野をすることが適当でない個体については、 ない方法での致死等を検討する。 生物多様性の保全の観点から、放野が可能な個体については、治療等及び放

野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策・普及啓発

<u>4</u>

を把握する, 収容個体は、必要に応じて野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の有無

生所と調整し、 次感染の防止に留意する。また、家畜伝染病が疑われる際は、県家畜保健衛 仮に、感染の可能性がある場合には、関係法令等の規定に従い適切に対処し、 適切に対応する。

する研修を行う。 関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者等に対し衛生管理等に関 なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に

<u>(5</u>

Ø 護された場所又は遺伝的攪乱を及ぼすことのないような場所を選定し実施す 放野は、傷病が治癒していること等対象個体の状態を確認した上で、発見

油等による汚染に伴う水鳥等の救護

Ŋ との連携・協力を得ながら救護体制の整備を図るよう努める 油汚染事件発生等一時的に多量の傷病鳥獣の発生する事態に備 74

関係機関

感染症への対応

0

する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施 に対応できるよう、事前に国及び関係機関との連絡体制を整備する。 し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切 る感染症に備え、 生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関 専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関

加え、一般県民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。 る部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に 愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係す 野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、 動物

高病原性鳥イソフスエソザ

病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや接し方等について、住民への情 イランス及び野鳥緊急調査を実施する人材の育成・確保に努める。また、 影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、 体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査の野鳥サーベ と連携しつつ適切な調査に努める。野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応 づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、関係機関 における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル(青森県)」に基 報提供や普及啓発を適切に実施する。 野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への 「野鳥

 \widehat{N}

対し積極的に普及啓発を行う。 ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底 れた肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、 獲を実施するに当たっては、都道府県や市町村から狩猟者や捕獲従事者に対 もに、市町村、関係団体等と連携しながら捕獲強化等を推進する。なお、捕 関係部局と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施すると 国的に野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、 について、関係部局と連携しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に (令和元年12月環境省・農林水産省)」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕 **豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)** 平成30年に国内で26年ぶりに発生して以降、本県での発生はないものの全 !等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染さ 「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き

獲

感染が確認された場合、 侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の 野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の その影響が大きいと考えられることから、関係部局と連携・協力しながら、 ジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。 入確認時に必要な体制整備に努める。 アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、 速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵

その他感染症

 $\widehat{\omega}$

を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等につい て検討する。 上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等

おける感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連 ° における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努め 生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣 エストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが、国内で発 内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウ 機関との情報共有に努める 口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)等の既に国 また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等に

7 普及

 \exists

鳥獣の保護及び管理についての普及等

Θ 方針

もとに、探鳥会、講演会等の普及啓発を目的とした事業を実施する。 認識を深めることが重要であり、市町村や関係民間団体との連携・協力の 鳥獣の保護及び管理の成果を挙げるためには、広く県民の鳥獣に対する

> (S) 事業の年間計画 (第25表)

(+ + · - <u> </u> = <u> </u> = <u> </u>										Ę.	(NOOTK)	7
} }					実施	期間	実施期間 (月)					
事業 内容	4	5	9	7	8	6	10 11	11	12	1	2	8
各種促雑活動の支操・広報等	`											
工用 不及 正 整 2 人 及 正 表 4	1											,
男中推動 ~												ļ
野局観祭宝寺の開催	1											,
愛鳥ポスター作品コンクール	†							¥				
環境省野生生物保護功労者の表彰	1	Ų.							1			\downarrow
環境省自然環境功労者の表彰	Ī.	ļ	•						1			↓ ¯

安易な餌付けの防止

<u>(V)</u>

積極的に推進するものとし、その際には以下の点について留意する。 鳥獣の保護及び管理に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を

- 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得る。
- 防ぐため、観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付け防止を図る。 生ごみ、未収穫作物等の不適切な管理等、結果として餌付けとなる行為 高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながること
- ω の防止を図る。

ω 猟犬の適切な管理

させるなど猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。 猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底

<u>4</u> 野鳥の森等の整備

いセンター)を整備しており、引き続き適正に管理する。 鳥獣保護思想の普及啓発のため平成4年に梵珠野鳥の森(県立自然ふれあ

第26表)

梵珠山野鳥の森 (県立自然ふれあいセンター)	名 称
青森市	所在地
196ha	面積
センター 1 棟 駐車場 森林194ha	施設の概要

小中学生等を対象とした普及啓発

<u>ග</u>

県内の小中学生等を対象として、鳥獣保護思想等の高揚に関する普及啓発

愛鳥ポスター作品コンクールへの積極的な参加がなされるよう誘導す

 Θ

- ② 鳥獣保護思想や自然保護思想の高揚に資する資料、 ット等を配布する。 ポスター、
- 環境保全活動など取り組む内容に応じて、専門家、指導者等を紹介する。

ω

(6) 法令の普及徹底 Θ 方針

鳥獣に関する法令のうち、鳥獣の捕獲規制、鳥獣の飼養許可等特に一般 県民に関係のある事項について、広報誌、ポスター、パンフレット、ホームページ等による周知及び販売店等の立入調査を行う。 (第27表)

年間計画

鳥獣の飼養許可 鳥獣の捕獲規制 重点項目 6 œ 実施期間 (月) 10 Ξ 12 2

青森県告示第五百五十六号

を次のとおり定めたので、同条第三項において準用する同法第四条第五項の規定によ 号)第七条の二第一項の規定により第二種特定鳥獣管理計画(第一次ツキノワグマ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

り公表する。

令和七年十月三十一日

青森県知事 宮 下 宗

郎

青森県第二種特定鳥獣管理計画

(第1次ツキノワグマ)

青森県

令和7年11月

17	(1) ゾーニング管理
17	9 目標を達成するための施策
16	(5)津軽半島地域(監視区域)
16	(4)北上山地保護管理ユニット
15	(3)北奥羽保護管理ユニット
15	(2)白神山地保護管理ユニット
15	(1)下北半島保護管理ユニット
15	8 保護管理ユニットごとの方針
15	7 管理の基本目標
14	エ その他の被害
13	ウ 農業被害
12	イ 森林被害
12	ア 人身被害
12	(5)被害状況及び課題
10	イ 狩猟者の推移
∞	ア 捕獲等実績
∞	(4)捕獲状況及び狩猟者の推移
IJ	ア 出没状況
IJ	(3)生息状况
Ŋ	7
4	イ 本県における生息動向
4	ア 生態
4	(2)生息動向
ω	イ 気候と森林
ω	ア 位置及び地形
ω	(1)生息環境
ω	6 ツキノワグマに関する現状
2	(2)地域区分
2	(1)対象地域
2	5 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
_	4 管理計画の期間
_	3 管理すべき鳥獣の種類
_	(2)管理計画策定の背景
1	(1)管理計画策定の目的
_	2 管理計画策定の目的及び背景
_	1 青森県第二種特定鳥獣管理計画(第1次ツキノワグマ)の策定

狹

30	用語集】
29	(6)鳥獣保護管理のD X
2.2	
29	(5) 竪急締猟パ坐ろ車項笠
28	イ 多様な手段を活用した県民への周知
28	ア ツキノワグマ出没注意報等の活用
28	(4)情報共有と普及啓発
28	(3) 錯誤捕獲の予防
28	(2) 管理の担い手の確保と人材の育成
28	(1)広域連携
28	11 その他管理のために必要な事項
26	ク 農業従事者、地域住民
26	キ 農業協同組合、森林組合等の農林業関係団体
26	カ 青森県ツキノワグマ管理対策協議会
26	オ 青森県ツキノワグマ保護管理対策検討委員会
25	工 狩猟者団体等
25	ウ 市町村
25	亻 県
25	ア 国
25	(2)各機関の果たす役割
25	(1)合意形成
25	10 計画の実施体制
24	(5) モニタリング
23	ケ 捕獲に向けた担い手の育成・確保
22	ク 狩猟
22	キ 学習放獣
22	カ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
22	オ 個体管理(有害捕獲)
22	エ 生息状況に係るモニタリング調査
21	ウ 津軽半島の取り扱いについて
20	イ 捕獲数管理
19	ア 目標個体数の設定
19	(4)個体群管理
19	(3)被害・侵入防止対策
18	工 排除地域
18	ウ 管理強化地域
18	イ 緩衝地域
17	ア コア生息地
17	(2)生息環境管理

第二種特定鳥獣管理計画(第1次ツキノワグマ)の策定

県内で出没が増加しているツキノワグマについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)第7条の2に基づき、第二種特定鳥獣管理計画(第1次ツキノワグマ)(以下「管理計画」という。)を策定する。

管理計画策定の目的及び背景

(1)管理計画策定の目的

本県では、近年、ツキノワグマの出没件数が増加傾向にあり、2023(令和5)年度には出没件数及び人身被害件数が過去最多を記録するなど、今後、農林業のみならず、生活環境、森林生態系への被害が懸念されることから、この管理計画に基づき、科学的かつ計画的な管理対策を実施し、地域個体群の長期にわたる安定的な維持に配慮しながら、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図る。

(2)管理計画策定の背景

本県は、県土面積96万4,564haのうち、森林が83万3,579ha (国有林39万5,024ha、民有林23万8,555ha)を占め、津軽・下北両半島のヒバ、八甲田山や白神山地のブナ、県南地方のアカマツなど、地域によって特徴的な樹種が生育しており、豊かな森林を有している。この県土面積の約66%を占める広大な森林のうち、約42%はブナ・ナラ類を含む広葉樹林となっており、ツキノワグマをはじめとする野生鳥獣の生息に適した環境となっている。

ツキノワグマは、環境省レッドリスト2020(令和2年3月)において、西日本の4地域個体群と本県下北半島の地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」とされているものの、近年、分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化している。2023(令和5)年の秋には、全国的に、市街地の集落など人の生活圏への出没が相次ぎ、出没件数及び人身被害件数が過去最多を記録した。このことを受け、環境省では、今後もクマ類の分布拡大地域では個体数のさらた。このことを受け、環境省では、今後もクマ類の分布拡大地域では個体数のさらなる増加が見込まれ、人の生活圏での人身被害が増加するおそれがあるとし、都道所県による集中的かつ広域的な管理を支援するため、2024(令和6年)春にクマ類所県による集中的かつ広域的な管理を支援するため、2024(令和6年)春にクマ類にグマ、ツキノワマ(四国の個体群を除く)を指定管理鳥獣に指定した。

本県においても、2023(令和5)年度に、出没件数は記録が確認できる1992(平成4)年度以降、人身被害件数は記録が確認できる平成18年度以降で最多を記録している。また、2023(令和5)年度においては626頭が捕獲されており、適正な管理体制を早急に構築する必要がある。

管理すべき鳥獣の種類 ツキノワグマ(Uirsus thibetanus)

ω

管理計画の期間

2025 (令和7) 年11月 1日から2032 (令和14) 年3月31日まで

4

本計画については、第14次青森県鳥獣保護管理事業(計画期間:2027(令和9)年4月1日~2032(令和14)年3月31日予定)の終期と合わせた計画期間とすることで、科学的かつ計画的な管理を中長期的に推進する。ただし、計画期間内であっても、生息

状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直し行う。

【表-1】各地域個体群に含まれる市町村

第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

(1) 対象地域

県内全域でツキノワグマが目撃されていることから、県全域とする

(2) 岩製区分

「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン(クマ類)(環境省、2010)」(以下、「ガイドライン」という。)で提案する地域個体群の区分によると、本県のツキノワグマ地域個体群は、下北半島、白神山地、北奥羽、北上山地の4つの保護管理ユニットと津軽半島の1つの監視区域とされている。

本管理計画においても、ガイドラインで示されている地域個体群の区分を採用することとし、5つの保護管理ユニット等及び各保護管理ユニット等に含まれる市町村を図1及び表1に示すとおり整理し、保護管理を実施する。



【図-1】本県における地域個体群

こうにこう たいかん	(津軽半島)※	北上山地	北奥羽	白神山地	下北半島	保護管理ユニット
は、こうに へきによる こう 日本市 コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	今別町、蓬田村、外ヶ浜町、五所川原市、つがる市、鶴田町、 中泊町、板柳町、藤崎町、田舎館村	八戸市、階上町、南部町	青森市、平内町、黒石市、平川市、十和田市、七戸町、六戸町、 おいらせ町、三戸町、五戸町、新郷村、田子町	弘前市、大鰐町、西目屋村、鰺ヶ沢町、深浦町	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三沢市、東北町、 野辺地町、横浜町、六ヶ所村	市町村

※津軽半島は、ガイドラインにおいて、監視区域に分類。

ツキノワグマに関する現状

0

(1)生息環境

位置及び地形

◇ 位置 本県は、本州の最北端に位置し、北は、津軽海峡を隔てて北海道と相対し、 東は太平洋に、西は日本海に臨み、南は岩手県、秋田県の二県に接している。

> == = >

県の中央部の奥羽山脈を境として、日本海側の津軽地方では、奥羽山脈の延長にある山地と出羽山脈の延長にある山地によって囲まれた沖積平野である肥沃な津軽平野が岩木川流域に広がっている。

また、奥羽山脈の北端には、青森市を中心とした青森平野が広がっている。一方、太平洋側の県南地方では、北上山地から続く火山灰土におおわれた台地や段丘が広く分布し、下北半島の首部から十和田市、八戸市に及ぶ地域には丘陵地が形成されている。西の津軽半島と東の下北半島はそれぞれ北に延び、両半島の真ん中に陸奥湾が存在する。

イ 気候と森林

◇ 気候

本県は、温帯の北部に位置し、平均気温10°C、年降水量は1,300mm前後で、夏が短く冬が長い冷涼な気候で、四季がはっきりしている。夏季は、津軽地方は比較的気温が高く温暖な日が多いが、県南地方では春の終わりから夏にかけてヤマセ(偏東風)が吹き、低温の日が多い。

冬季は、西ないし北西の季節風が強くなり、津軽地方では雪の日が多く多雪となるが、県南地方は冷え込みが厳しいものの、晴天の日が多く雪は少ない。

◇ 株株

本県は、世界自然遺産の白神山地、樹氷で知られる八甲田連峰、津軽富士と

မ်

して親しまれている岩木山、北海道を望む本州北端の下北半島など、景観的に優れた森林に恵まれ、日本三大美林の一つで下北半島や津軽半島に多いヒバを優れた森林に恵まれ、日本三大美林の一つで下北半島や津軽半島に多いヒバを始め、日神山地や八甲田山のブナ、全国第4位の造林面積のスギ、県南地域のアカマツ、海岸線にはクロマツなど、多種多様な樹種が分布している。また、森林面積は、県十の約66%に当たる63万3.579haで、内訳は国有林面積また、森林面積は、県十の約66%に当たる63万3.579haで、内訳は国有林面積

また、森林面積は、県土の約66%に当たる63万3,579haで、内訳は国有林面積が62%、民有林が38%となっており、国有林比率は、全国平均の30%を大幅に上回っている。

【表-2】県内の地域別森林率

総土地面積 (ha) 森林 (ha) 森林率 (147,811 112,448 155,635 99,679 127,489 73,872 179,439 113,322 212,526 116,361 141,612 117,897 964,512 633,579		000,000	I I	1	I
総土地面積(ha) 森林(ha) 森林率(9 147,811 112,448 155,635 99,679 127,489 73,872 179,439 113,322 212,526 116,361 141,612 117,897	65. 7%	633, 579	964 512	· 카	٩□
総土地面積(ha) 森林 (ha) 森林率 (9 147,811 112,448 155,635 99,679 127,489 73,872 179,439 113,322 212,526 116,361	83. 3	117, 897	141, 612	#	ᅱ
総土地面積(ha) 森林(ha) 森林率(9 147,811 112,448 155,635 99,679 127,489 73,872 179,439 113,322	54. 8	116, 361	212, 526		Н
総土地面積(ha) 森林(ha) 森林率(9 147,811 112,448 155,635 99,679 127,489 73,872	63. 2	113, 322	179, 439		田
総土地面積(ha) 森林(ha) 森林率(9 147,811 112,448 155,635 99,679	57. 9	73, 872	127, 489	>	Ш
総土地面積 (ha) 森林 (ha) 森林率 (147, 811 112, 448	64.0	99, 679	155, 635		#
総土地面積(ha) 森林(ha) 森林率	76. 1	112, 448	147, 811		展
	森林率(%)		総土地面積(ha)		冈

資料:2024(令和6年)年度青森県森林資源統計書(青森県林政課)※端数処理で合計が合わない箇所がある。

(2) 生息動向

ア 生態

ツキノワグマは、東南アジア、西アジア、ロシア東部、中国、日本においては 本州及び四国に分布する森林性哺乳類の最大種であり、この分布域はブナ科植物の分布と大きく重なる。

ツキノワグマは、冬期間は、冬眠をすることが知られている。3~5月、冬眠を終えたツキノワグマは、冬眠中に低下した体力を回復させる。6~7月にかけて繁殖期を迎え、オスが交尾相手を探し求めて行動圏を広げる。9月あたりからは飽食期を迎え、冬眠中に消費するエネルギーを蓄えるため、採食行動を活発化させ、11月~12月頃に、再び冬眠する。秋に十分に栄養を蓄えることができたメスは、初夏の交尾による受精卵を着床させ、冬眠中に1~3頭の子を出産する。妊娠期間は着床から約60日間と言われている。

冬眠中に出産したメスは、冬眠穴を出て、1年半ほど子グマと行動を共にし、探食習慣や探食場所を伝搬することが知られている。また。ほかの哺乳類と比べて母が子と過ごす時間が比較的長いことから、出産間隔が長く、ニホンジカやイノシンと比べた場合、自然増加率が低く、強度の捕獲圧を加えた場合、比較的容易に地域個体群の安定的な維持が危ぶまれる状況に陥る。

また、ツキノワグマは縄張りを持たず、成獣オスであれば100~200kil、成獣メスはオスの2分の1~4分の1の行動範囲で、睡眠・休息と活動を繰り返している。

本県における生息動向

 \angle

ガイドラインで示されている地域個体群の区分によれば、本県のツキノワグマ地域個体群は、下北半島、白神山地、北奥羽、北上山地の4つの保護管理コニットと津軽半島の1つの監視区域に区分されている。

県内のツキノワグマの推定個体数は、県が実施した2024(令和6)年度調査で1,614頭(940頭~2,924頭)と推定されている。

この数値は、県が2017 (平成29) 年度から2019 (平成31) 年度に下北地域、三八上北地域、津軽地域で実施した生息数調査において得られた推定生息数の合計1,181頭 (451頭~1,960頭) と比較すると、約1.37倍の数値となっており、生息数が増加していると考えられる。

【表-3】ツキノワグマの推定個体数

調杏年度	保護管理ユニット	95%信頼区間	推定值	95%信頼区間	垂 州
副国牛灰	体験 自 生 上 一 ン ド	下限値 (頭)	(頭)	上限値 (頭)	盖
2024 年度	下北半島	209	345	571	
	白神山地	656	1, 043	1, 656	
	北奥羽	44	140	450	
	北上山地	14	33	77	岩手県調査結果 を活用
	(津軽半島)※	17	53	170	参考値
	마	940	1, 614	2, 924	
2017年~ 2019年度	合計 (全域)	451	1, 181	1, 960	·

※津軽半島は、ガイドラインにおいて、照視区域に分類

本県における生息環境

J

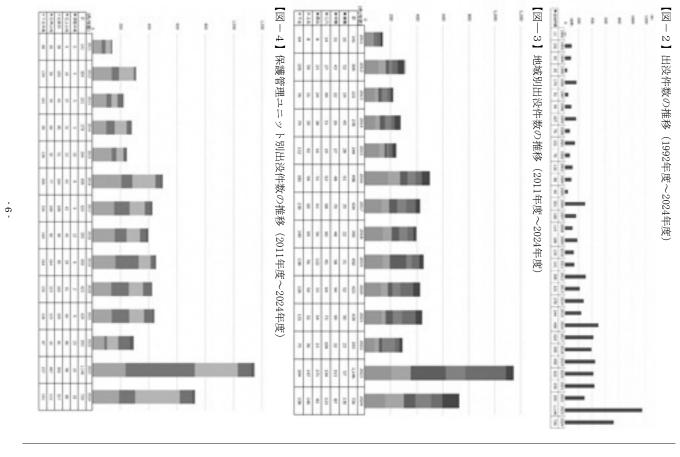
ジキノワグマが生息し得る土地利用区分は、低地の市街地や水田・畑作地帯を除く山地一帯と考えられ、県土面積の約66%を占める森林が該当する。

繁殖可能な環境が整っていると考えられる。

(3)生息状況

ア 出没状況

記録の残る1992 (平成4) 年度以降、2024 (令和6) 年度までに11件~1,146件 (平均247件)の出没が確認されており、2023 (令和5) 年度には過去最多となる1,146件、2024 (令和6)年には過去2番目に多い726件の出没が確認されている。 なお、地域別の出没件数が確認できる2011 (平成23) 年度から2024 (令和6)年度の平均出没件数では、東青地域が44件、中南地域が71件、三人地域では64件、西北及び上北地域では62件、下北地域では123件となっている。



8 (5kmメッシュ図)

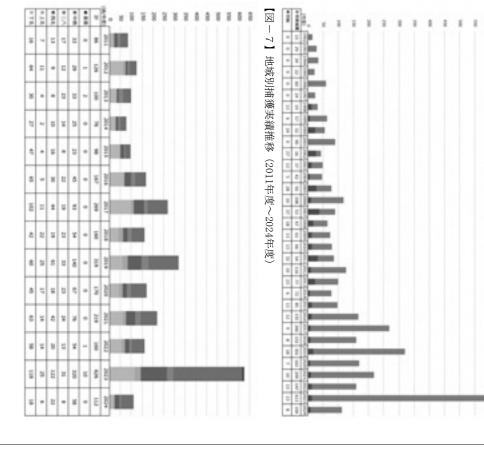
【図-5】目撃地点 (2017年度~2024年度を図化したもの) ※ 黒線による地域区分は、県内6地域を示している。

- 7 -

(4)捕獲状況及び狩猟者の推移 ア 捕獲等実績

記録の残る1992(平成4)年度以降、100頭前後の捕獲が報告されており、2024(令和6)年度においては、捕獲数(狩猟頭数及び有害捕獲頭数の合計)は111頭の捕獲が報告されている。なお、過去最多の出没が確認された2023(令和5)年度における捕獲数(狩猟頭数及び有害捕獲頭数の合計)は626頭となっている。また、地域個体群別の捕獲状況は、図7に示すとおり。





【図-8】保護管理ユニット別捕獲実績推移(2011年度~2024年度)

- 9 -

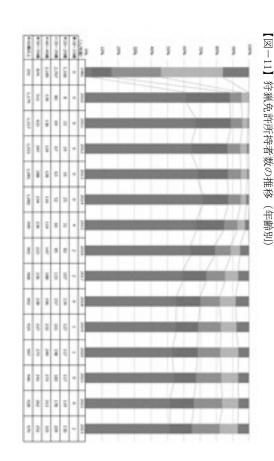
ò

【図-10】狩猟免許新規取得者数の推移(免許種類別) Ē 捕獲の担い手である狩猟者について、狩猟免許所特件数をみると、ピークである1981 (昭和56) 年度は7,283人であったが、その後、減少の一途をたどり、2015 (平成27) 年度には1,400人まで減少したが、2016 (平成28) 年度より狩猟免許試 として60歳以上が半数以上を占めている。 5) 年度には1,888人と増加傾向にある。

【図-9】狩猟免許所持者数の推移(免許種類別) 験の回数を2回から3回へ増やす等、狩猟者の確保対策に取り組み、2023(令和 びわな免許の新規取得件数が増加傾向で推移しているものの、年齢別では、依然 また、近年、免許取得に対する支援や農家等による自衛のため、第一種銃猟及

 \angle

狩猟者の推移



11.

- 10 -

面積 (ha)

年度

2019 2. 50

2020 1. 36

2021 0. 20

2022

2023

2024

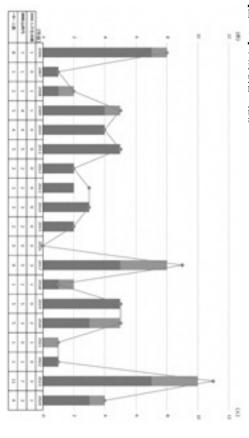
表

4】森林被害面積の推移

(5)被害状況及び課題 人身被害

発生した。 被害が確認されており、2023(令和5)年度は過去最多の10件11名の人身被害が 記録の残る2006 (平成18) 年度以降、2024 (令和6) 年度までに1~10件の人身

事故発生場所を「山林内」及び農地等の「人の生活圏」に区分すると、近年は人の生活圏における人身被害の発生が散見されている。



【図-12】人身被害の推移

森林被害

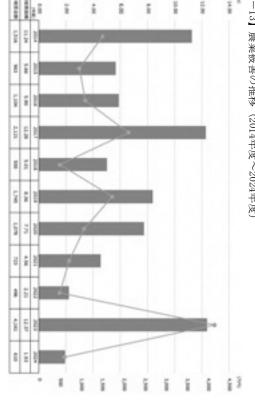
取りによると、2019 (平成31) 年度から2024 (令和6) 年度における被害状況は 表一4に示すとおり。 林野庁が取りまとめている「野生鳥獣による森林被害」及び県林政課への聞き

いない。 しているものと考えるが、森林面積の広さ等から被害面積や金額の把握がされて 生息数の増加や分布域の拡大から、被害報告がない場合であっても被害が発生

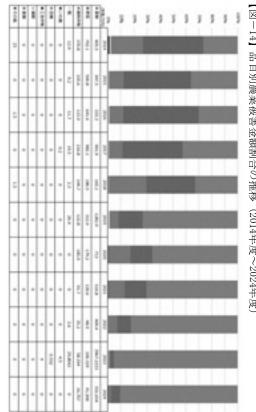
害状況調査」において、被害面積1.93haで、被害金額610万円となっている。 なっており、2014(平成26)年度以降、最も多い被害が確認された。 農業被害 なお、2023(令和5)年度においては、被害面積12.4haで被害金額約4,161万円と 本県における農業被害は、2024(令和6)年度の「野生鳥獣による農作物の被

4

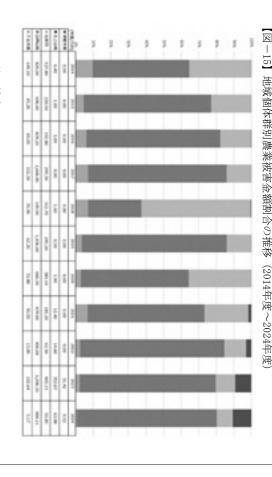
【図-13】農業被害の推移(2014年度~2024年度)



【図-14】品目別農業被害金額割合の推移(2014年度~2024年度)



- 12 -



日 その色の被害

住宅地周辺への出没が多く確認されるなど、人の生活圏での出没が増加傾向にあり、 住民の精神的不安等が懸念される。

管理の基本目標

管理計画に基づき、県民及び関係者の合意形成を図りながら、ツキノワグマの科学的かつ計画的な管理を行う。また、各機関において、それぞれの役割を果たし連携・分担しながら、本計画において設定する以下の5つの基本目標の達成を目指す。

基本目標の達成のために、人とツキノワグマの空間的な棲み分けの指標となる地域 区分 (ゾーニング) を設定する。

各地域区分において「生息環境管理」「被害・侵入防止対策」「個体群管理」の各施策を総合的に実施するほか、ツキノワグマの生態や被害の防止に係る正しい知識・技術の「普及啓発」を行う。

なお、実施した施策については、モニタリングによる効果検証を通じて、適宜改善を図り、順応的管理による効果的な管理対策を推進する。

基本目標>

○「被害に強い集落づくり」 ○安定的な地域個体群の維持

保護管理ユニットごとの方針

ツキノワグマは行動圏が広く、保護管理ユニットまたは監視区域単位で対策を検討する必要がある。本県の5つの保護管理ユニット等における方針は以下のとおりとすス

(1)下北半島保護管理ユニット

環境省レッドリスト2020 (令和2年3月) において、「絶滅のおそれのある地域個体群」とされており、遺伝的にも歴史のある個体群であることのほか、ガイドラインにおいて個体数水準2「絶滅危惧地域個体群」となっていることから、今後も安定的な維持を図るための適切な保護管理対策を実施する。

一方で、近年では市街地への出没件数が増えており、生息数の増加や生息域の拡大が推測されることから、人身被害をはじめとする各種被害の発生防止のため、必要に応じた捕獲や被害・侵入防止対策の実施を推進する。

(2) 白神山地保護管理ユニット

秋田県にまたがる当該保護管理ユニットは、ガイドラインにおいて個体数水準4「安定存続地域個体群」となっており、広く連続的に分布している一方、弘前市、深浦町、西目屋村などにおける人身被害の発生及び農作物被害の発生状況など鑑み、人との軋轢の軽減を図ることを目的とした捕獲や被害・侵入防止対策の実施を推進する。

(3) 北奥羽保護管理ユニット

秋田県と岩手県にまたがる当該保護管理ユニットは、ガイドラインにおいて個体数水準4「安定存続地域個体群」となっており、広く連続的に分布している一方で、青森市八甲田地区や平川市、十和田市などで死亡事故を含む人身被害が発生していることなど鑑み、人との軋轢の軽減を図ることを目的とした捕獲や被害・侵入防止対策の実施を推進する。

また、監視区域に区分されている津軽半島地域へのツキノワグマの侵入を防ぎ、人との軋轢の発生防止に努める観点からも、当該ユニットにおけるツキノワグマの

生息密度は可能な限り低密度に抑える。

(4) 北上山地保護管理ユニット

る一方で、八戸市市街地への出没が相次いでいることから人身被害発生が懸念され 施を推進し、ツキノワグマの生息密度を可能な限り低密度に抑える。 るため、人との軋轢の軽減を図ることを目的とした捕獲や被害・侵入防止対策の実 「安定存続地域個体群」となっており、ユニットとしては広く連続的に分布してい 岩手県にまたがる当該保護管理ユニットは、ガイドラインにおいて個体数水準4

(5)津軽半島地域(監視区域)

的な生息地となる可能性が高い地域(監視区域)」に分類されている。 ガイドラインにおいて「ツキノワグマの分布に伴い、新たに、あるいは再び恒常

のある個体は白神山地ユニットや北奥羽ユニットから流入してきた個体であると考 はゼロに近づけるとともに、恒久的に定着させないこととする ることで、人身被害及び農林業被害といった人との軋轢の発生が懸念されるため、 えられる。これまで生息していなかったツキノワグマが定着し、生息範囲を拡大す などでツキノワグマが目撃されていることから半島内に定着している可能性がある これらの軋轢の発生防止に努めるため、当該区域におけるツキノワグマの生息密度 森林は津軽半島基部と連続しており、断続的に五所川原市やつがる市、外ヶ浜町 この地域におけるツキノワグマは過去に一度絶滅していると考えられ、現在目撃

【表―5】県内の保護管理ユニットにおける推定個体数

	2, 924	1, 614	940	<u>아</u> 라	
1	170	53	17	(津軽半島)※	5
4	77	33	14	光十日岩	4
4	450	140	44	北奥羽	ω
4	1, 656	1, 043	656	白畚三岩	2
2	571	345	209	下北半島	_
個体数水準	上限値 (頭)	(頭)	下限値 (頭)	ユニット	
ガイドライン	95%信頼区間	推定値	95%信頼区間	保護管理	5

※津軽半島は、ガイドラインにおいて、監視区域に分類

【表―6】ガイドラインにおけるクマ類の個体数水準

4	ယ	2	_	
安定存続地域個体群	危急地域個体群	絶滅危惧地域個体群	危機的地域個体群	個体数水準
広く連続的	他個体群との連続性が制限	狭く、他個体群との連続性が少ない	極めて狭く孤立	分布域
800 頭程度	400~800 頭程度	100~400 頭程度	100 頭以下	成獣個体数

基本目標を達成するための施策

(1) ゾーコソグ管理

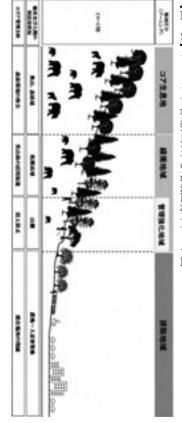
応じた管理方針を定める。 人の生活圏、ツキノワグマの生息域の境界を互いに意識できるよう、地域区分に

農地から人家密集地までの人の日常活動が活発で人の安全が最優先される地域であ の移動を抑制する機能が期待される地域である「緩衝地域」、緩衝地域の中でもより る「排除地域」の4つとする。 人の生活圏に近くツキノワグマの目撃情報や被害が多い地域である「管理強化地域」、 ア生息地」、コア生息地と排除地域の間の低標高域から山麓までを含み人の生活圏へ 地域区分は、ツキノワグマの主要な生息場所である奥山を含む森林域である「コ

か、県・市町村・住民などそれぞれの役割を担いながら実施していく。 る各種対策の実施については、地域の実情に応じて県・市町村が協議し判断するほ その設定は各地域の実情に即したものとし、具体的なゾーン配置や各地域におけ

った地域であり、人との軋轢の発生防止に努めることを目的に排除地域とする方針 なお、津軽半島地域に含まれる10市町村については、これまで目撃情報が少なか 市町村と調整の上、決定する。

【図―16】ゾーニング管理における地域区分イメージ図



(2)生息環境管理

保全や、各地域区分に応じた環境づくりを中長期的な観点から進める。 人とツキノワグマの棲み分けと地域個体群の維持を図るため、良質な広葉樹林の

コア生息地

善を図る。 林域については、森林環境の保全・保護により、良好な生息環境の維持または改 ツキノワグマが主に採餌、繁殖などを行う主要な生息場所である奥山を含む森

規制などの法的な保護を講じていくものとする。 県条例第58号)による区域指定による保全効果と合わせ、狩猟活動や開発行為の る白神山地、岩木山、八甲田山系及び恐山等の主要な山系に鳥獣保護区等を設定 こうした森林環境の保全・保護を図るため、ツキノワグマの主要な生息地とな 、自然公園法(昭和32年法律第161号)及び青森県自然公園条例(昭和36年青森

なお、2010(平成22)年12月に、本県において初めてナラ枯れ被害が深浦町で確認されて以降、その拡大は予断を許さない状況が続いている。ミズナラやコナラなどのナラ類を枯らす「ナラ枯れ被害」は、里山の景観を形成する代表的な樹種であるとともに、ツキノワグマの採餌対象であるドングリを生産する広葉樹である。このようなナラ類をナラ枯れ被害から守るためには、早期に被害の把握を的確に行い、発生初期の段階で被害木の除去を確実に行うなど、被害の未然防止が重要である。

ナラ枯れ被害のまん延防止により、森林の荒廃や公的機能の低下が懸念される場合においては植栽などによる森林の再生を図ることも重要であり、本県におけるナラ枯れ被害の効率的かつ効果的な被害防止の推進に向けては、「青森県ナラ枯れ被害対策基本方針」に基づき、関係機関の連携のもと対策に取り組む。

緩衝地域

コア生息地と排除地域の間の低標高域から山麓までを含むツキノワグマと人の活動が重複している地域であり、ツキノワグマが人の存在に警戒しながら活動することで、人の生活圏(排除地域)への移動を抑制する機能が期待される。

近年、人の生活圏への出没が増えている要因として、人口減少や高齢化などの社会的課題を背景に、里山林の手入れ不足による林内の見通しの悪化等によりツキノワグマが人の生活圏付近まで身を隠して移動できる場所が増えたことが挙げられる。

人の生活圏への侵入防止を図るために、里山林の利活用促進を図り、地域住民、地域団体及び市町村、県等の関係機関が協力し、除間伐や刈払いといった里山林の環境整備を行うなど維持管理に努めていくことが必要不可欠である。

管理強化地域

緩衝地域のうち、より人の生活圏に近く、ツキノワグマの目撃情報や被害が多い山麓については、「管理強化地域」とし、山際の農地における農作物被害の減少を図るほか、人家周辺の藪の刈払い等により緩衝帯を造成するなど、人の生活圏へのツキノワグマの侵入防止対策を積極的に実施する。

地域の実情に応じて、地域住民らによる集落環境診断等を実施し、管理強化地域を含む緩衝地域から続く人家周辺の藪の刈払いを行うほか、ツキノワグマの移動経路となり得る藪化した耕作放棄地や河川敷の刈払いといったツキノワグマの侵入防止対策を図る。

この地域に存在する農地においては、農作物をできるだけ取り残さないようにするほか、肥料や廃棄作物等を人家及び農地周辺に放置しないように努めるとともに、集落内にあるクリやカキの木などの果樹については、収穫を徹底するなど適切な管理を行い、管理できない場合においては樹木の伐採も検討する。

工 排除地域

農地から人家密集地までの人間の日常的活動が盛んで、農作物被害のほか、そこで活動している人への人身被害の発生を未然に防止するなど、人間の安全が最優先される地域を指す。

この地域においては、管理強化地域と同様にツキノワグマを誘引しないことが 人身被害の未然防止や農林業被害の軽減に繋がることに留意し、地域の実情に応

じて、地域住民らによる集落環境診断等により、ツキノワグマを誘引しない、また、侵入・滞在させない環境づくりを行う必要がある。

市街地に流れ込む河川の河畔、公園やグラウンド等の施設において、市街地などへの侵入経路となり得る場所をなくするよう、必要に応じて河川敷や公園等周辺の林地の刈払い等を行う。

また、過去にツキノワグマが目撃された場所やその周辺等、出没しやすい地域においては、家庭菜園の野菜や果実、生ごみなどが誘引物となり得ることから、屋外に放置せず、適切に管理・処分を行うよう努める。

(3)被害·侵入防止対策

生息環境管理による誘引物等の除去や適切な管理をした上で、ゾーニング管理の地域区分の実情に即した各種対策を講じる。

特に、被害が発生または予見される農地や畜舎等については、電気柵を設置するなどツキノワグマの侵入防止を図るほか、市街地や集落内において、侵入経路が特定できる場合は、必要に応じて侵入防止柵を設置するなどの対策を講じる。

被害が継続する場合は、地域住民や市町村、県などの関係機関の連携により「集落環境診断」を実施し、集落の現状と被害発生要因を共有した上で、必要な対策を 集落単位で行い、「被害に強い集落づくり」を推進していくこととする。

また、市街地のほか登山道や森林域を有する観光地などの人が多く活動している場所においては、出没状況に応じて注意喚起看板を設置するほか、ツキノワグマに関する情報発信の強化を図る。

(4)個体群管理

地域区分に応じた生息環境管理、被害・侵入防止対策を適切に実施し人身被害や 農林業被害を減少させることを基本としながら、人との軋轢の軽減及びツキノワグ マの地域個体群の安定的な維持を図るための目標個体数を設定する。

個体群管理は、問題個体の捕獲(有害捕獲)、捕獲等事業における捕獲数管理、狩猟をもって行い、狩猟以外は原則コア生息地を除く地域で実施する。

ツキノワグマの捕獲数は、その年度ごとの出没状況等に応じて大きく増減することから、年単位での個体数管理を行うことは困難であるため、計画期間を通した個体群管理を行うこととする。

目標個体数の設定

県内の推定個体数は、2017 (平成29) 年度から2019 (令和元) 年度の3か年で 県が実施した個体数推定調査において県内全体で推定値1,181頭(451頭~1,960頭) であったが、2024 (令和6)年度に実施した調査では推定値1,614頭(940頭~2,924 頭)という結果であった。

調査の結果、約5年の間に推定生息数が1.37倍となっており、各保護管理ユニット等において、生息頭数が増加傾向にあると考えられること、近年、市街地への出没件数が増えており生息域の拡大が推測されることから、人身被害など各種被害の発生防止のため、必要に応じて捕獲を実施し生息頭数の増加を抑制することとする。

生息頭数の増加を抑制するために、各保護管理ユニット等の管理方針に基づく 目標個体数を設定し、本県における目標個体数は保護管理ユニットごとの目標個

体数の合計である約1,200頭程度を目安に管理を進める

【表一7】個体数推定調査結果

調査年度	保護管理ユニット	下限值(頭)	(頭)	上限值(頭)	備老
2024 年度	下北半島	209	345	571	
	白神山地	656	1, 043	1, 656	
	光火	44	140	450	
	北上山地	14	33	77	岩手県調査結果 を活用
	(津軽半島)※	17	53	170	参考値
	<u></u> 하	940	1, 614	2, 924	
2017年~	合計 (全域)	451	1, 181	1, 960	•

| -8】 各保護管理ユニット等における目標個体数

		1 614	>
1	これまで生息していなかったクマの定着及び生息 域の拡大による人との軋轢の発生防止に努めるた め、クマを定着させない	53	(津軽半島)※
20	市街地への出没増加を鑑み、人との軋轢の軽減を 図るための捕獲を実施し、可能な限り低密度に抑える	33	岩口七岩
70	人身被害発生市町村も含まれていることから、人との軋轢の軽減を図るための捕獲を実施。なお、 との軋轢の軽減を図るための捕獲を実施。なお、 津軽地域への侵入防止も図るため、可能な限り低 密度に抑える	140	北寒羽
830	人身被害発生市町村も含まれていることから、人 との軋轢の軽減を図るための捕獲を実施する	1, 043	山鉾三嵜
260	安定的な維持を図りつつも、市街地出没が増えて いることから必要に応じた捕獲等を実施する	345	下北半島
目標個体数	管理目標	2024 年度 推定値	保護管理ユニット

※津軽半島は、ガイドラインにおいて、監視区域に分類

捕獲数管理

年度までを区切りとして、保護管理ユニット等ごとの管理を行う。なお、2025(令 和7)年度においては、当該年度の捕獲頭数、捕獲場所などの捕獲個体の情報収 捕獲数については、計画期間内である2026(令和8)年度から2031(令和13)

集に努めることとする。

回ることが明白な場合は、検討委員会に諮ったうえで捕獲の自粛要請や複数年単 森県ツキノワグマ保護管理対策検討委員会(以下、「検討委員会」という。)にお 捕獲に関する情報収集を行うほか、モニタリング調査結果等を踏まえた上で、青 位での捕獲数の調整を行う等の検討を行う。 没件数の増加に伴う捕獲数が年間の捕獲目標数を大幅に上回る若しくは大幅に上 いて協議し、毎年度、地域個体群ごとの「捕獲目標数」を設定する。一方で、出 捕獲数については、市町村における有害捕獲数などの正確な把握や狩猟による

モニタリングにより生息密度の動向を把握し、捕獲による個体数の減少が懸念 される場合には、捕獲目標数を下回る場合であっても、捕獲の自粛要請を行うと ともに、必要に応じて基準を見直す。

等の維持が担保できないと考える捕獲数「捕獲上限値」を設定する。 れているツキノワグマの自然増加率 (14.5%) を乗算した数値を基に算出した「捕 調査結果で得られた各保護管理ユニット等における推定値にガイドラインで示さ 獲目標数」を基準とする。併せて、過度な捕獲を避けるため、保護管理ユニット 毎年度、検討委員会において協議し設定する捕獲目標は、2024(令和6)年度

を行うこととする。 上限値を越えての捕獲を禁止せず、翌年度以降の捕獲目標設定時に捕獲数の調整 ただし、人身被害や農作物被害の発生防止のために必要な捕獲もあることから、

息状況を鑑み、人との軋轢の発生防止に努めるため、捕獲上限を設定しないこと なお、津軽半島地域については、「排除地域」とする設定方針及びこれまでの生

【表―9】基準となる捕獲目標と捕獲限界値

**************************************	R6 調査	R7 推定	捕獲	捕獲	<u> </u>
	推定値	生息数※※)	目標数 (※2)	上限値(※2)	日标/上版刊合
下北半島	345	395	79	119	目標 20%/上限 30%
白神山地	1, 043	1, 194	239	358	目標 20%/上限 30%
北奥羽	140	160	40	48	目標 25%/上限 30%
北上山地	33	38	9	11	目標 25%/上限 30%
(津軽半島)	53	61	61	ı	全頭捕獲
合計	1, 614	1, 848	428	536	
THE THE PARTY AND ADDRESS OF THE PARTY AND ADD	and the second second	/or respondence of the contract of the contrac			

* R7推定生息数=R6調査推定値×1.145 (自然増加率14.5%)

% R7権定任息数に基んいた算出

J 津軽半島の取り扱いにしいて

けるツキノワグマは過去に一度絶滅していると考えられる一方で、近年、断続的 島内に定着している可能性がある。 に五所川原市やつがる市、外ヶ浜町でツキノワグマが目撃されていることから半 津軽半島は、ガイドラインにおいて監視区域に分類されており、この地域にお

- 度絶滅していることを鑑み、人との軋轢の発生防止を目的に捕獲(有害捕獲 を実施するなどして、当該区域におけるツキノワグマの生息密度はゼロに近

づけるとともに、恒久的に定着させない。

生息状況に係るモニタリング調査ジャ・ログレの年自届体権の推定

Н

ツキノワグマの生息個体数の推定については、本計画策定以降、個体識別を行わない簡易カメラトラップ法によるモニタリング調査を毎年度継続し、その調査期間における撮影頻度指数を算出することで、ツキノワグマの個体群の動態(増減傾向、捕獲等の影響)の把握に努める。

また 米期計画策定の計在度によ2024(令和 6)在度に重描した個体難別を行

また、次期計画策定の前年度には2024(令和6)年度に実施した個体識別を行うカメラトラップ法による個体数推定調査を実施し、県内全域の生息個体数の把握に努める。

なお、計画期間が3年を経過した時点で生息状況の評価・分析を行うこととす。

個体管理 (有害捕獲)

4

日撃情報や被害状況から、ツキノワグマの生息場所が里地や林緑部に拡大していることが示唆されており、人が日常生活の中でツキノワグマと遭遇するリスクが高まっている。

そのため、農作物等への被害対策を講じても被害若しくは出没が収まらない場合は、「管理の基本目標」に基づき、加害個体若しくは危険個体を可能な限り特定したうえで有害捕獲を実施する。

有害捕獲により捕獲された個体については、必ず捕獲調書を作成し、捕獲日時のほか、捕獲個体の性別や年齢などの個体情報の収集を行う。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 は、日暦個体粉の維持及び等

K

県は、目標個体数の維持及び管理のため、必要に応じて、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定め、認定鳥獣捕獲等事業者に委託して実施する。

キ 学習放獣

学習放戦については、奥山に放戦しても元の捕獲場所(人の生活圏付近)へ回帰してしまう例が報告されていること、放獣先の地権者の理解を得ることが社会的に困難であること、現在、本県のツキノワグマ生息状況が個体群の存続に危機的な状況ではないと考えられることのほか、十分な放獣体制を確保することが困難であり安全な放獣作業が不可能であること等に鑑み、第1次ツキノワグマ管理計画の期間中において実施しないこととする。

今後、生息数が激減するなど、地域個体群存続のために必要な状況になった場合には、改めて検討委員会において検討を行う。

纤猟

人の生活圏周辺で主に箱わなの使用によって実施する有害捕獲と異なり、狩猟による捕獲はツキノワグマの本来の生息地である森林域で銃器を用いて実施されるものである。

本具においては、豊かな自然と調和して生きてきた伝統的な狩猟活動は継続的に実施していく。

近年は、人の生活圏に出没を繰り返す個体や人を恐れない個体が出没するなど、

ツキノワグマと人との距離が近くなっている。狩猟による捕獲活動は、ツキノワグマが人に追われる経験をする効果が期待されることから、個体群の存続に十分 配慮しながら、狩猟期間を延長して捕獲圧の強化を図る。

狩猟期間は、11月1日から翌3月31日までとし、一般入山者等に対し狩猟期間の拡大に係る注意喚起を行うとともに、狩猟者に対して安全な狩猟の徹底を普及啓発するなど安全確保に努める。

また、狩猟期間のうち2月中旬から3月下旬は、青森県レッドデータブック(2020年版)において最重要希少野生生物に指定されているイヌワシ・クマタカの抱卵期にあたることから、狩猟者に対し、これらの種に対する理解を深めるための普及啓発を行う必要がある。

捕獲に向けた担い手の育成・確保

T

県内の狩猟免許所持者数は、1981(昭和56)年をピークに減少傾向であったが、近年は微増傾向に転じており、年齢構成もわずかながら若齢化が進んでいる。しかし、依然としてツキノワグマをはじめとする大型野生獣の捕獲を行うことができる狩猟者は不足している状況にある。このことから、狩猟免許制度などの周知に努めるとともに、免許試験の休日開催や試験会場の複数化など免許取得機会の拡大を図ることにより、新たな狩猟者の確保を図る。また、狩猟者に対する講習会を開催するなどし、有害捕獲や市街地出没時対応の担い手となり得る狩猟者を育成する。

(5) モニタリング

要があるため、各種対策の実施と並行した生息状況に係るモニタリング調査のほか、 ある。特に、ツキノワグマは行動範囲が広く、より実態に合った管理を推進する必 るものとする。 出没情報や捕獲情報、各種被害状況の把握のためのモニタリングを長期的に実施す 野生鳥獣の生息状況は、常に流動的で変動の幅が大きく、不確実性が高いもので

【表―10】モニタリングの内容

被害状況		捕獲情報	出没情報	生息状況	
人身被害	農林業被害	捕獲個体	目擊情報 食害情報	生息動態	調査項目
発生した日時、場所、被害者の性別・年齢、負傷の程度、被害発生時の状況、その他	被害の品目・樹種、面積、被害量、 金額、その他	捕獲日時、捕獲方法、捕獲場所、性別、年齢、体重、体長、その他必要に応じた試料のサンプリング	目撃日時、場所および目撃頭数など 住民等から客せられる目撃及び食害 情報を整理し、出没マップを作成	個体識別を行わない簡易カメラトラップ調査を実施し、撮影頻度から生 息動態(増減傾向、捕獲等の影響) の把握	調査内容
市町村等からの情報提供	鳥獣害調査(県、市町村)	市町村からの情報収集 (捕獲実施者の協力による)	市町村からの情報収集	県委託事業	調査方法

(1) 合意形成 計画の実施体制

7

ることが必要不可欠であることから、国、県、市町村の行政機関及び関係団体や関 管理計画の目標を達成するため、地域住民はもとより広く県民の理解と協力を得

(2)各機関の果たす役割

係者等が密接に連携し合意形成を図る。

県及び市町村等が行う捕獲活動に対する指導、助言を行う。

対象としたモニタリング等の調査を実施し、結果の取りまとめや分析を行う。 管理計画の策定及び見直し、捕獲体制の整備など各種管理施策の実施や全県を

また、ツキノワグマの生態や被害防除方法等について情報収集し、国や市町村、

関する実施計画を定め、実施する。 農林業関係団体等に提供するとともに、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業に さらに、狩猟者の減少や高齢化は、ツキノワグマの管理の持続的な実施に支障

をきたす恐れがあることから、狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免許を取得

確保・育成に努める。 しやすい環境整備や鳥獣保護管理のDX等の取組を推進するとともに、担い手の

取り組む。 県民への普及啓発や市町村に対する技術的助言及び支援に向けた体制作りに

市町本

関係団体と連携のうえ、総合的に実施するとともに、農林業者による自衛的な捕 成19年法律第134号) に基づく被害防止計画については、管理計画の内容を踏まえ 獲対策を検討する。 て作成、更新し、地域の状況に応じた有害捕獲や防護柵設置及び生息環境管理を 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平

情報共有など連携を図り、実際に出没した際には関係機関とともに対応するほか、 マニュアルを作成するほか、地域を所管する警察署や狩猟者団体等と日ごろから 地域住民に対する注意喚起を行う。 ツキノワグマが市街地へ出没した場合に備えて、市町村独自の市街地出没対応

果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把握に努め また、県が実施するモニタリング調査について、調査に協力するとともに、効

部局と連携し、 さらに、地域が一体となった被害防止対策を推進するため、地域住民や県関係

狩猟者団体等

Н

推進に努めるとともに、効果的な有害捕獲の実施について市町村等に協力する。 また、県が行う捕獲や生息状況等のモニタリング調査に協力する。 個体群管理に重要な役割を担う狩猟者団体等は、管理計画に沿った狩猟捕獲の

さらに、認定鳥獣捕獲等事業者においては、安全確保を確実に行うとともに

従事者の技能・知識の維持向上と育成・確保を図る。

4 を行う。 ** 管理計画の作成及び見直し並びに各種管理施策について、必要な検討及び助言 青森県ツキノワグマ保護管理対策検討委員会 県が行うモニタリング結果の評価・分析を行い、助言を行う。

青森県ツキノワグマ管理対策協議会

R

生息状況・捕獲状況等の情報共有及び合意形成を行う。 ゾーニング管理をはじめとする各種管理対策推進にあたって、ツキノワグマの

農林業従事者、地域住民

V

#

農業協同組合、

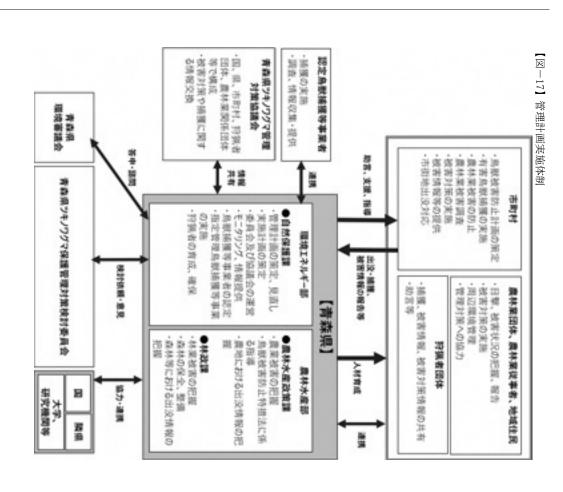
森林組合等の農林業関係団体

組合員に対し、

被害防除技術の普及啓発や各種助成制度活用の提案を行う。

住民が一体となって取り組むほか、研修会等に自主的、積極的に参加して効果的 な防除技術の習得に努める。 農作物の適切な管理及び被害を受けにくい環境づくりに農林業従事者や地域

係る取組に協力する。 また、国、県や市町村、関係団体等が実施するツキノワグマ被害の防除対策に



26 -

11 その他管理のために必要な事項 (1)広域連携

いるため、両県と情報を共有し、必要に応じて協議を行いながら、整合性の取れた 管理を実施する。 白神山地、北奥羽、北上山地の地域個体群は、秋田県または岩手県にまたがって

(2) 管理の担い手の確保と人材の育成

技術を理解し、的確な対策を実践・指導できるリーダーの育成に努める。 また、地域ぐるみの被害防止対策を講じていくためには、鳥獣の生態や被害防除 狩猟や有害捕獲の担い手である狩猟者の減少・高齢化が課題となっていることか 県、市町村及び関係機関が連携を図りながら担い手の確保と育成に努める。

知識を有する人材の配置や麻酔を使用した捕獲が実施できるよう体制づくりに努め 県においても、市町村や各関係機関に対する技術的助言・指導ができるよう専門

(3) 錯誤捕獲の予防

の使用、ツキノワグマを誘引しにくい餌を使用する等、錯誤捕獲の防止に努める。 放獣体制の検討を進める。 とともに、錯誤捕獲が発生した際に備え、民間事業者等と連携し、迅速かつ安全な ツキノワグマがかかりにくいくくりわなやツキノワグマ用の脱出口を設けた箱わな 置する場合は、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、 ニホンジカやイノシシ等を捕獲するためのわなをツキノワグマの生息地域に設 錯誤捕獲が生じた場合には、捕獲日時、場所、状況など捕獲情報の収集に努める

(4)情報共有と普及啓発

ツキノワグマ出没注意報等の活用

年以上となった場合などは、県がツキノワグマ出没注意報・警報の発表等を通じ よりツキノワグマの出産数の増加が予測された場合や市街地等への出没件数が例 く影響を受けるため、これらの豊凶状況を把握する。堅果類が豊作または並作に 人の生活圏へのツキノワグマの出没は、ブナやナラなどの堅果類の豊凶に大き 県民にツキノワグマの出没リスクや事故発生リスク等を正しく伝え、人身被

多様な手段を活用した県民への周知

のホームページや公式LINE、動画配信サイト、県・市町村の広報誌、ラジオ わり方を正しく知り、適切な管理を実行していくことが必要不可欠である。 を強化する。 番組、マスコミ等を活用し、ツキノワグマの出没情報など県民に対して情報発信 ため青森県出前トーク事業や各種研修会などを通じ、県民に広く普及啓発を図る。 また、注意喚起チラシや被害防止に係るリーフレットの作成・配布のほか、県 人とツキノワグマの軋轢の軽減を図るためには、人がツキノワグマの生態、関 4 0

(5)緊急銃猟に伴う事項等

が可能となった。 人の生活圏にツキノワグマ等が出没した場合に、地域住民等の安全確保の下で銃猟 2025 (令和7) 年9月1日に改正鳥獣保護管理法が施行され、これにより今後、

等には麻酔銃の使用が望ましい場合があることから、緊急銃猟において使用される 猟の実施が想定される場所は、安土(バックストップ)を確保しづらい場合が想定 により、市町村長判断の下で緊急銃猟を実施することが可能である。また、緊急銃 銃器には麻酔銃が含まれている。 されるほか、跳弾によって捕獲従事者等に危害が及ぶおそれを排除しきれない場合 づく緊急避難にあたる場合にのみ実施されていたが、今般の鳥獣保護管理法の改正 ており、緊急時の銃猟は警察官職務執行法に基づく警官の発砲命令または刑法に基 これまで、鳥獣保護管理法第38条により住居集合地域等における銃猟は禁止され

猟による対応が必要となった場合には、県、警察、狩猟団体等と密に連携し対応す この法改正により、市町村の負担が増大することが想定されることから、緊急銃

関が主体的に役割を担う関係構築を図る。 つ迅速に対応するため、日ごろから各関係機関と密に連携、情報共有を行い、各機 また、緊急銃猟対応時に限らず、ツキノワグマが市街地等に出没した際、安全か

(6)鳥獣保護管理のDX

後の見回りやモニタリングなど有害捕獲に従事する狩猟者等の負担軽減を図ってい 有害捕獲の効率化・省力化を図るICT機器の導入等を推進し、 捕獲用わな設置

【用語集】

然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、自然公園法及び都道府県条例によって定められた地域。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園がある。

指定管理鳥獣捕獲等事業

鳥獣保護管理法に基づさ、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(ニホンジカ及びイノシシ)について、都道府県又は国の機関が捕獲等をする事業。一定の条件の下で、捕獲した鳥獣の放置や夜間銃猟を認めることが可能。

二種特定鳥獣管理計画

鳥獣保護管理法に基づき、著しく増加した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な管理の目標を設定し、総合的な対策を実施することで、長期にわたる安定的な管理を図ることを目的として、都道府県知事が定める計画。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

環境省が所管する法律。生息数を適正な水準に増加等させる「鳥獣の保護」と適正な水準に減少等させる「鳥獣の管理」の2つの概念が定義され、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成を推進するために、認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入や指定管理鳥獣捕獲等事業等を規定。

認定鳥獣捕獲等事業者

鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために、 一定の基準に適合していることについて、都道府県知事により認定を受けた事業者(法人)。

鳥獣被害防止計画

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づいて、市町村が鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために策定する計画。

心形育姐

管理計画における未来予測の不確実性を考慮し、継続的なモニタリングと検証によって、管理計画を随時見直し修正を行う管理手法のこと。野生生物の保護管理において対象となる野生生物は、基本情報が不足する不確実系、絶えず変動する非常系、境界がはっきりしない解放系である。これらを考慮して、当初の予測がはずれる事態が起こることを予め管理システムに組み込むことが必要である。

捕獲日

野生の生物を捕獲する際の捕獲作業努力の度合い。

モニタリング

継続的に調査や監視を行うこと。

有害捕獲

鳥獣保護管理法第9条で許可されている捕獲。捕獲しようとする鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか、又はその恐れがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うもの。

纤猟

- 環境省で定める銃器 (装薬銃及び空気銃)、網又はわなを用いて、狩猟鳥獣の捕獲等をすること。

: 無統猟

人の生活圏(農地や河川敷、建物内等)にクマ・イノシンが出没した際、安全確保等の措置を十分に講じた上で、市町村長の判断により、市町村が委託したハンター等による銃猟を可能とする制度

青森市長島一丁目一番一号 青森市長島一丁目一番一号

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付二十一円七十銭 毎週月・水・金曜日発行